

## 調布基地跡地留保地施設整備基本計画（素案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
- (2) 周知方法 市報（令和7年10月20日号、11月5日号）、市公式X（旧Twitter）および市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階スポーツ振興課、公文書資料室、神代出張所、みんなの広場（たづくり11階）  
市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）、各図書館・各公民館・各地域福祉センター（染地を除く）  
教育会館（1階）、総合体育館
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメール、インターネット専用フォーム  
で市役所スポーツ振興課まで提出 ※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：135件（44人）

##### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
第1章 調布基地跡地留保地の活用について	27件
第2章 留保地に係る法的条件等	6件
第3章 施設整備に関する基本的な考え方	23件
第4章 施設計画	26件
第5章 事業手法・費用負担等の考え方	13件
第6章 想定事業スケジュール	10件
その他意見	30件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
1	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>今回の計画については2006年に説明会を開くなどで市民の意見を聞いたとのことですが、それから20年近くも何もしないまま、一般への公開の前に味スタの観客に発表したのですね。</p> <p>20年もたてば市民の要求も変わっていると思いますし、一般市民は一番最後で、市民とは限らず計画に賛成するであろう観客に先に発表するというのは、市民軽視ではないでしょうか。</p> <p>また、計画決定までの期間が2ヶ月もないということは、今回のパブリックコメントを充分検討して必要なら計画を修正するという手順が考えられていないように思われます。</p> <p>充分に市民・近隣住民の意見を聞いて反映させていただきたいと思います。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備については、平成20年に「調布基地跡地留保地利用計画」を策定した後、様々な財政需要に対応する必要がある中で、継続的に検討を行って参りました。</p> <p>本年8月にFC東京と連携した留保地の活用による施設整備に向けた考え方を公表して以降は、オープンハウスやアンケート、パブリック・コメント手続等を行いながら、様々な意見の把握に努めて参りました。</p> <p>こうしたことも踏まえ、調布基地跡地留保地施設整備基本計画を取りまとめました。</p>
2	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>p.4 関連計画について。公共施設等総合管理計画には、総額10億円を超える事業など大きな事業については民間活力を活用する方針が示されていますが、公園に関して計画の対象となっているのは、既存の遊具の維持補修や更新であって、公園用地の購入や整備は対象になっていないはずです。この計画をわざわざ関連計画の前半に位置づけているのは、FC東京の提案をベースにした無理筋な計画を進めるための後付けの説明をもっともらしく見せるためであり、ここに記載するのは適切ではないと思います。</p>	<p>公共施設等総合管理計画においては、インフラを含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理に取り組むための基本方針等を整理しています。その方針の一つとして、「民間活力の活用」を位置付けていることから、関連計画の一つとして記載しています。</p>
3	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>8月10日に急遽発表された「市の利用計画」と「FC東京の提案書」のいずれにも大反対します。</p> <p>調布基地跡地留保地は大きな樹木がたくさん残る広場として存続させてほしいです。私は知らないのですが「なぜ留保地としてきた」のか、原点(財政面の課題以外の)も考慮に加えて判断されたのでしょうか。スポーツ施設と自然豊かな場所が住み分けられている『現状(あるいは微調整)が最も望ましいカタチと近隣市民として希望』しています。</p> <p>将来的にも特にFC東京のように企業に明け渡すことのないように強く要望します。企業色が強く反映されてしまうため、遠方の関係者など調布市街からの利用者を期待することができても、近隣に住む市民にとっては迷惑でしかありません。大前提としてこの場所(土地)は調布市管轄で企業に売り渡すものではないとの認識のため、コートの維持や土地の清掃など運用面でどのように税金が使用されるのが不安であり、企業のために税金を使うことになるのは大反対です。</p> <p>野球場とサッカー場は味の素スタジアムの北側に広大な面積で用意されておりこれ以上は不要と考えます。テニス、ラグビーなどの新たなコート設立や芝グラウンドへの変更などを推進したいのであれば、今ある場所で再活用を計画するべきです。</p> <p>この場所は甲州街道と天文台通りが交わる地域のため交通の量が多くなりますので、自然豊かで静かな憩いの場であり続けることを理想と考えます。ただし武蔵野の森公園のように芝生の広場を多くしてほしいのではありません。適切に樹木を伐採し、散歩道や小さな池などをあって周りにベンチを置いていただけると休憩できる場所として活用できると考えます。また遊具のある西町公園と遊歩道でつなげてもらえると利用の幅が広がると考えます。なお、車での往来が便利であるため駐車場は必要と考えますが、料金に対しては市民割引制を取り入れてもらいたいです。</p> <p>調布市がFC東京を応援していることは知っていますが、この土地は調布市が財務省から買い取ったもので調布市民の財産との認識です。なんのために調布市とFC東京が包括連携協定を締結したのか、なぜFC東京の練習場のために使われるのかの説明もなしに、さも決定事項のように発表されても上記の理由で大反対です。</p> <p>どうか再検討の英断を期待しております。何卒よろしくお願ひいたします。</p>	<p>市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。その後、大きな財政需要や社会経済情勢の変化等へ対応を図る必要があり、そうした状況の下、これまでの間、市が平成28年度に策定した調布市公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの基本方針である「民間活力の活用」なども踏まえ、留保地の具体的な活用の方向や事業化について、継続的に検討を行つてきたものの、当初に想定していたとおりの進捗による利用計画の実現には至りませんでした。こうした中で、味の素スタジアムをホームスタジアムとしている、FC東京から、現在の練習施設環境の課題解決を図る観点も含め、市と連携して留保地を活用した施設整備を行うことについて、改めての話があり、留保地活用の提案がなされました。その内容は、これまでの市における留保地の活用に向けた取組に関する課題への対応や調布のまちの魅力の更なる向上につながることが期待できるものとなっています。市は、これらのことと総合的に考慮する中で、FC東京との連携による留保地の活用は、調布のまちづくりに多面的な効果をもたらし、まちの付加価値をさらに高める好機になるとと考えています。そのため、この機を捉え、市はFC東京とのパートナーシップに基づく関係性をより強固にし、まちの魅力向上を目指すため、本年8月に留保地の活用に関する取組を含む多分野にわたる包括的な連携協定を締結することともに、FC東京からの提案を踏まえ、留保地の活用による施設整備の実現を目指すこととし、本年12月に基本計画を策定しました。</p> <p>なお、施設整備における土地利用に当たっては、周辺交通に及ぼす影響(施設に入りする車両等による交通混雑の発生や、歩行者の交通危険性への対策)や騒音等への十分な配慮をして参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
4	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	留保地自体を緑地公園と、また、災害時の帰宅困難者対策及び避難場所として整備する。	平成20年3月に策定した留保地利用計画では、土地利用の方向性として、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしており、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。13ページの施設配置の通り、多くの市民の利用を想定する運動施設や防災機能の核となる防災備蓄倉庫等とともに、施設の額となる自由広場を整備して参ります。また、16ページに災害対応時の機能配置の通り天然芝フィールドを帰宅困難者の一時的な滞在場所等に活用する想定となっております。
5	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>現在公表「調布基地留保地(以下「留保地」と言う)の活用による施設整備に関する基本方針」が、調布市行政内において一部特定の関係者だけで極秘裏に進められている旨光景を俯瞰して観るに、民主的行政運営とは乖離したものとして、一市民として看過できるものではありません。</p> <p>当該計画の続行に当たっては、以下事項の開示を以て信を問うべきものであり、まずは下記について、調布市行政に対して全ての開示を求め、その上の近隣地域住民並びに市民への調布市行政からの責任のある説明と質否を問い合わせ、その上で再度「留保地」活用の検討をすべき事項と申し上げます。一旦計画の中止を求めます。</p> <p>【開示要求事項】</p> <p>1:FC東京(同チーム運営会社(民間企業))(以下「FC」と言う)と調布市(行政)(以下「調布」と言う)との契約の存在有無並びにその内容に関して</p> <p>① FCと調布との契約(口頭及び仮契約も含む)(契約合意の時期とその内容)、並びに契約不履行時における双方(FCと調布)負うべき事項</p> <p>② 留保地につき、FCが調布所有・使用する権利を有する地(将来に亘り現在財務省が保有する留保地総面積2/3を含む)を借用することに付き、短期・中期の下記損益予想(具体的には以下の事項)</p> <p>I :主にFC使用に供する留保地整備並びに施設建設等への調布の一時支出計画(市税投入金額)</p> <p>II:主にFC使用に供する施設の留保地(跡地)及び施設運用並びに施設等保全に関する調布年次別支出計画(年度毎市税投入金額)</p> <p>III:調布がFCから得る年次別収入計画とそのデューデリジェンス内容</p> <p>IV:上記に関する調布の損益分岐点</p> <p>2:財務省対応についての開示要求</p> <p>③ 調布が、財務省から「留保地1/3」取得に資する「留保地施設活用に関する」申請の詳細(内容と申請時期)</p> <p>④ 調布が財務省から留保地2/3財務省保有の底地を借り受ける際の制約条件(利用形態の制限、底地借用期限、双方(調布と財務省)途中解約条文等)</p> <p>3. 留保地活用計画についての開示要求</p> <p>⑤ 留保地活用計画において、現有留保地総面積における「市民が誰でもが自由に立ち入ることができる所謂「公園」(以下「当該地」という)の現留保地の中の当該地(点在も含む)場所と現留保地総面積に対する当該地面積の比率</p> <p>⑥ 当該計画が所期通り実施されたとき、「概ねFC及びその属性団体が使用する施設(専用またはそれに準ずる施設)における市民が誰でもが使用できる施設とその利用の(月毎利用日数予想)</p> <p>4:留保地利用計画策定時における留保地現状有姿の各種アセスメント未実施理由の開示 【最低限実施すべきするアセスメント(第三者独立機関での評価実施は必須)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状有姿における自然環境の効果(環境破壊における多岐にわたる弊害誘発の可能性)</li> <li>・現状有姿における飛行機離発着防音実測(とりわけ定期航空便着陸後の騒音)(樹木伐採時における騒音増大懸念)</li> <li>・現状有志における飛行機離発着高度維持への効果(調布飛行場管理者及びパイロットからのヒアリングと地域住民ヒアリング)(樹木伐採時における調布飛行場隣接地域の恐怖感・心理的負担の増加:現状でも飛行機離発着時高度・経路にばらつきあり)</li> <li>・樹木伐採時における飛行場滑走路の露出(地域住民・通行者への恐怖感増加)</li> <li>・現状有姿における飛行機離陸インシデント(発生想定時)へ居住地への防衛効果(樹木伐採時における地域居住地域への被害拡大影響懸念)(2015.7.26検証要)</li> <li>・その他(西調布駅(当該地への主移動交通機関)から留保地におけるピンポイントではなく面(Surface)での人の動線また地域安全面の懸念)</li> </ul>	<p>調布基地跡地留保地施設整備基本計画の策定に当たり、市とFC東京で特段の契約関係はありませんが、本年8月に締結いたしました、包括連携協定において、連携項目の一つとして、「調布基地跡地留保地の活用に関すること」を位置付けています。また、現在は、留保地に整備する施設の内容配置等を整理し、施設整備基本計画としてとりまとめを行ったところです。</p> <p>なお、本取組における経費負担等を含むFC東京との役割分担等については、引き続き、協議・調整に取り組んで参ります。</p> <p>用地取得に関する財務省との協議は、継続中です。このたびの用地取得に関しては、公園として活用することを前提として、調布基地跡地留保地施設整備基本計画で整理した内容で、用地の取得及び借用に当たっての詳細の確認・整理が行なわれるものと認識しています。</p> <p>留保地内に整備する各施設の面積割合やFC東京の練習拠点機能を有する施設における市民の利用機会の確保は、今後も引き続き、協議して参ります。</p> <p>留保地におけるこのたびの施設整備は、アセスメント実施の対象事業ではないことから、実施していません。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
6	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>災害の際の基地跡地、活用を図る提案</p> <p>① 跡地利用を広場、公園として利用することを基本として、その場所を災害時の際の、非常用の仮設住宅、テント等を施設できるようにする。特に下水道設備を完備させ、いざという時には一日ぐらいでトイレ、水道が使えるように設計、施設しておく。また、一部は日常的に使用できるようにしておくと良いのでは。調布市は災害時に、仮設住宅やテントを張る場所が少なく、今ある学校の校庭にトイレを設置するのも難しい状況です。幸いにも、調布市は地下水を利用できる環境にあるので、水道が停止しても使えるようにしておく必要があると思います。その他、備蓄材を保管する施設、停電の際の電源確保などあらゆる対策を講じた施設を作る。</p> <p>② 地上常用施設として、災害時におけるマニュアル部屋を作り、日常から災害時に对する利用法や体験の場として活用する。例えば家族向けに一部のスペースを災害、あるいは野営キャンプ場として利用できるように市民に提供する場を設ける。</p> <p>③ 輸送、通信手段として、ヘリコプターの離着陸の場としては、近くに調布飛行場があるので、飛行場の利用がスムーズにいくよう連携を図る。通信施設として、スマホ等の充電、ラジオ局等の通信拠点として活用できるようにする。</p> <p>④ 未だ必要な事項はあると思うが、災害時における基地的な存在を想定した設備、機能を用意して欲しい。出来れば、都、国の支援を要望して欲しい。</p>	<p>調布市地域防災計画では、留保地に整備する施設の特性に応じて、災害時には、帰宅困難者への対応のほか、物資の備蓄・仕分けを行う倉庫を整備することで、物資の輸送拠点としての活用も見込んでいます。こうした考えを踏まえ、日常の公園機能の活用と併せて、大規模災害時の被災者等の支援において、実効性の高い機能を発揮する観点を踏まえた施設整備に取り組みます。</p> <p>このことも踏まえ、基本計画における施設整備に関する基本的な考え方において、大規模災害時の被災者等の支援において、実効性の高い機能を発揮する観点を踏まえた施設整備に取り組む旨を追記させていただきました。</p>
7	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>いつも、調布市民のためにご尽力ありがとうございます。この基地跡地の目の前に住んでいます。2008年に一度計画がたてられたとのことです、17年前では、味スタ周辺の町や住人の様子、自然環境も変化しています。住宅も増え、新たな住民も増えました。また、富士見町には古くからの住民も多く、町全体の高齢化も進んでいます。この基地跡地の様子も変化し今は緑豊かな自然林となり、中に入れずとも住人や道行く人々に憩いをもたらしています。私は、ここが飛行機の発着陸の航路下なので、この自然林はそのまま存続するものだとばかり思っていました。2015年には、飛行機墜落事故もあり安全のための配慮かと。市は、この17年間に、市民にどのような方法で計画の進捗状況を知らせたのでしょうか。市報で、何度か途中経過や変更点など情報を公開していたのでしょうか。また、味スタや隣の調布飛行場周辺は、味スタはじめ、市民のサッカー場、野球場、テニスコート、運動場とコートのラッシュです。コートにするために、多くの樹木が伐採されているのではないかでしょうか。近くに西町公園、武蔵野森公園ができましたが、だつ広い広場で、強い日差しが避けたり、夏の暑さをしのいでいるながら、高齢者がゆっくり散歩を楽しんだり、酷暑の夏に子どもたちが自由に遊べる日陰のある公園はなかなかありません。気候や自然環境、周囲の環境、社会情勢、子どもたちをめぐる情報など、17年前とは変化しています。それなのに、2008年の計画の内容に基づきとしていることに、大いに疑問を持ちます。調布市が2015年に出している「調布市公園・緑地機能再編指針」で、市民からの聞き取りで市内に欲しい公園の第1位が「自然いいっぱいの公園」で35%以上です。その自然が目の前にあるのに、それを壊してスポーツのためのコートで埋められる計画には、賛同できません。この計画の中に、「スポーツ推進計画」とありますが、そこには誰もがスポーツを楽しめる割合で埋められる計画には、誰もが楽しめる公園になるでしょうか。なぜ周囲に多くのコートや運動場があるのに、さらに自然を取り去ってまでコートを増やすなければならないのでしょうか。今ある自然を利活用すれば、誰もが憩いの自然を楽しみながら体を動かしたり、散歩したり、酷暑の夏も外遊びを楽しめる、多様な人々の憩いの公園になるでしょう。子どもたちにとっては、大きな声を出して自由に走り回ったり、ちょっとした冒險が出来るそんな広場が求められているのではないかでしょうか。声がうるさいと保育園もつくれないと聞きます。これだけ広大な広さがあれば、子どもたちの自由な遊び場やプレーパークも可能でしょう。こうした施設の設置は、これだけの広さと自然のある好条件のこの場所を逃したら、他には望めないのでしょうか。コートにするよりよっぽど価値があると思います。公園は、子どもから高齢者、多様な人々にとって、ホッとする息継ぎができる幸せな空間になる大事な場所。だからこそ、行政の独断ではなく、多くの市民の声を生かして市民とともに時間をかけて話し合いながらつくってほしいものです。</p>	<p>2ページの留保地利用計画の画面の通り、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」にして活用を目指すこととしております。留保地を整備するにあたり、既存の植栽の伐採を行いますが、自由広場は、既存の植栽も活用しながら、豊かな自然の景観や解放感を醸し出し、地域住民や来訪者が親しみを持てる空間とします。また、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かしながら、利用者が快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、市民が日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として、広く市民が利用できる環境を整えて参ります。</p> <p>また、留保地を活用して整備するスポーツ施設のうち、多目的コートについては、ボール遊びや子どもたちの活動にも供する運用を想定するとともに、人工芝グラウンドについては、保育園・幼稚園での利用などを想定しております。</p>
8	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>都市整備公園法をどの様に考えて手続きをしようとしているのか？全体の敷地面積の100分の50をクリアできるのか？ 参考をどのように考えて利用しようとしているのか？例えば100分の80でも解説で可能と考えられるのか？</p> <p>用地取得にあたって関東財務局立川支所との交渉を今後どの様に進めようとしているのか？交渉のポイントをどこに置くのか？ げんざいのFCの練習地の小平市、江東区の地権者とFCとの契約書はどの様な内容か？期限はいつまでか？</p> <p>仮に留保地にFCを入れた場合は借地利用料はどの様な基準、手続き、根拠条例はどの様に設定しよ市側は考えているのか？まだ時期早尚で答えられないはやめてくれ。</p> <p>指定管理者についての考え方は？管理者入札は特定の管理者指名の場合には実績を重んじるのではないのか？ FCは指定管理者の要件を現状満たしているのか？既に実績があるのか？</p> <p>最後に市長の長期任期をどう思っているのか？</p>	<p>都市公園法施行令の規定により、「100分の50」の基準を十分に参考したうえで、「地域の実情に応じて」市が条例で定めることとしています。市の条例では、運動施設率を「100分の50」と定めておりますが、現在取りまとめを行っている基本計画における施設配置イメージでは、防災・スポーツレクリエーション機能を有する都市公園として、運動施設率が「100分の50」を超える見込みです。このため、他自治体の類似施設における事例を参考にしながら、市は、運動施設率を緩和する方向で検討を進めております。引き続き、誰もが利用しやすい都市公園としての機能確保に留意して参ります。</p> <p>公の施設の管理運営については、公共性の確保を前提に、市民サービスの維持及び向上を図るとともに、地域の安定的及び継続的な発展を目指すことを基本とし、各施設の設置目的及び役割等を踏まえ、市民サービスの維持及び向上、管理運営の効率性及び経済性、地域コミュニティの醸成、協働の推進、雇用の確保、地域経済の発展等の要求水準に加え、市が指定管理者に期待する事業者等としての社会的責任、地域貢献等の観点を総合的に判断し、指定管理者制度の導入を進めるものとします。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
9	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>今後調布駅周辺の整備計画や仙川柴崎間の連立高架事業において多くの費用がかかると思うが、更にFC東京の練習場を作る事による支出か市の財政比率に与える影響をどの位の数値と見込んでいるのか？後世に負担を増やす財政構造は慎むべきと考えるが如何に？仮にサッカー場ができる場合の以降の維持管理費はどの位になるのか？年額想定を示して欲しい。特に天然芝管理には費用がかかると思うが如何に？</p> <p>西調布駅からFC東京の練習場までの道路等のアクセス整備は予定しているのか？市外から多くの人が押しかけて来た想定で混乱をきたさない対策を如何に考えているのか？費用はどの位を想定しているのか？</p> <p>以上、まだ未定との不誠実な回答は避けて欲しい。内部での検討時間をかけて良いので明確な特に数字での回答を期待します。</p>	<p>留保地を活用して整備する施設は、市が設置する都市公園として位置付けるため、様々な観点を踏まえ、管理運営については、指定管理者制度の活用を基本に検討していくことが望ましいと考えております。そうした考えを基本とし、留保地に整備する施設全体について、効率的かつ効果的に維持管理する手法について検討して参ります。</p> <p>なお、指定管理者制度の活用にあたっては、適切な管理・運営の確保と併せて、指定管理料の設定や、施設利用に対する受益者負担の確保などに関する調整が必要になると想っています。</p> <p>将来的な財政負担の見通しについて、留保地の取得費は、国との見積合せになるため、詳細をお示しする段階ではないと考えております。</p> <p>また、施設整備費については、施設の機能や規模等の組み合わせによるため、実施設計の着手に合わせ、金額を整理して参りたいと考えております。</p> <p>管理運営費も同様に、今後の管理方式によって変動することが考えられるため、その検討と併せて整理して参ります。</p> <p>社会経済情勢の不確実性は、市としても当然、慎重に見極める必要があると認識しております。そのため、社会保障費の伸びなど義務的経費の増加、金利動向・建設コストの変動など、中長期的な財政見通しを踏まえ検討して参ります。</p> <p>また、各種補助金等の最大限の確保やクラウドファンディングの活用など、市の負担を極力抑制するため、様々な財源確保策に取り組むほか、段階的な整備の可能性についても協議するなど、長期的な財政リスクを最小化し、市財政の健全性を維持する観点も踏まえた対応を検討して参ります。</p>
10	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>調布市の大好きな魅力の一つは残された豊かな緑です。豊かな動植物の多様性です。優先順位としてはグラウンドより雑木林として残していく事ではないでしょうか。</p> <p>先日の議会でも複数の議員から質問が出ていました。議会にも図られないで事が進むというのは如何なものか？市民の意見を聞いてください。</p> <p>市長の独断で事を進めないで下さい。</p>	<p>2ページの留保地利用計画の図面の通り、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」として活用を目指すこととしております。留保地を整備するにあたり、既存の植栽の伐採を行いますが、自由広場は、既存の植栽も活用しながら、豊かな自然の景観や解放感を醸し出し、地域住民や来訪者が親しみを持てる空間とします。19ページ記載の通り、市民への情報提供・意見聴取、市議会、その他関係機関との協議・調整については、丁寧に進めて参ります。これまでの間、アンケートやオープンハウスなど、市民の皆様との情報共有や御意見を伺う機会を設けることを通じて、御理解を得られるよう努めて参りましたが、今後も、本件取組については、様々な手続きを行って、市として、引き続き、オープンハウス等を活用して、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。</p>
11	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>国全体の人口が減少しつつあり、現在のインフラの維持も困難になっていくことが確実であるなかで、新たな施設を作ることには慎重であるべきだとおもいます。その候補地域の自然環境を壊してまで行う価値があるのか？次世代に負の遺産を遺すことにならないかを熟慮するのが、現在選挙権を有している市民の責任であると思います。</p> <p>短期的には壊すことは簡単であり、新しい建造物を作ることに金が動くことが経済活性化であると評価する人々・企業があることも事実ですが、長期的には人も動植物も減少しコンクリートの塊が廃墟となって遺る危険を避けるべきだと思います。</p>	<p>御意見いただきました内容は、市政運営において、質の高い市民サービスを持続的に提供していく観点からも重要であると認識しています。</p> <p>本取組は、国に提出し、承認をいただいている調布基地跡地留保地利用計画の実現を目指すものです。このたびは、FC東京との連携により取組を進めていくこととしておりますが、新たな施設の整備に留まらない更なるまちの活性化等を図る観点からも市として望ましいと考えています。</p> <p>なお、市財政負担の軽減を図るために、各種補助金等の最大限の確保や寄附の活用など、様々な方策を講じることで、持続可能な取組として参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
12	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>隣市府中市では留保地の開発計画を見直し、オオタカの保護を明確化し、府中市浅間町(東府中駅北1.3km)の米軍府中基地跡地留保地では令和6年(2024)に開発計画の見直しがあった。面積58haの半分を現状のまま保全するとしている。理由は東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、土地を保有する財務省関東財務局が自然保護調査を実施した調査報告書をまとめたことに起因する。この報告書の中に府中基地跡地留保地内に総計24種の希少動物の生息が確認され、東京都の保護上重要な野生植物種(レッドリスト)等に居付けられているオオタカの営巣及び繁殖が確認された。東京都開発許可の手続きによるとオオタカの営巣中心域とされる区域内での土地の造成や樹木の伐採は原則として行わないこととされている。</p> <p>府中市ではオオタカ保護の観点で留保地の半分の樹木伐採をしないことと方針を変更したのに対し、飛行場滑走路を挟むと3km程度しか離れていない調布市の留保地では敷地全面で樹木伐採というのは、計画としては鳥獣等の生態系への配慮が皆無と言つてよいほど対極的である。</p> <p>鳥類の生息観点では府中市・調布市の行政界など関係ないので、府中から3km程度しか離れていない調布の素案留保地でも手つかずの自然が残っているため、相応の生態系があるものと推測される。府中市と同様に自然保護調査を実施し、野生生物の保護の観点で調布基地跡地留保地(素案)敷地の保全へ施策の転換が求められる。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設の整備を行うに当たり、市は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく自然環境調査を実施しています。調査の結果、保全対策を講ずる対象となるものが一部で確認されたことから、今後における施設整備の進捗に合わせ、対応して参ります。このことも踏まえ、基本計画における施設整備に関する基本的な考え方において、保全対策を要する植生等に留意する旨を追記させていただきました。</p>
13	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>当初の計画から17年経ち、この周辺の住民の様相もずいぶん変わってきた。最初の計画のためには、説明会、協議会、検討会を繰り返し行い、市民の声を聞いているが、17年もたって、近辺の住民の様相も高齢化し、自然環境の変化や温暖化の進行などもあり、17年前の計画をそのまま引きずるのは無理があるのが現状です。それでありながら、市民にこの計画を知らせる前に、既成事実化・決定したかのような発表を、あろうことか味スタの真ん中で、FC東京のサポーターに向けて、まず発表したという市民蔑視もはなはだしい市長の行為におどろきと失望を、この留保地の目の前は、10年前飛行機事故を体験した地域であり、その住民への配慮も説明も一切なく、この広大な土地の利用の変更による地域への影響も一切考慮されることなく、この計画書にもそれに関する記述は全く見受けられない。こうした市民住民をないがしろにして計画が進められていよいのでしょうか。この留保地は市の財産であって、市長の所有物ではありません。都市公園として、広く市民に還元される内容にすべきではないでしょうか。限られたスポーツで、この周辺には同じようなコートや運動施設がいくつもあり、さらに市民が自由に利用できないことも明らかです。もっと住民誰もが憩える場所、特にこれからますます問題になる夏の暑さをしのぎながら憩える場所が必要です。そのために大いに役立っている今ある森林を奪うことになるのです。市民の健康な暮らしを考えた計画としてほしいです。市長は秘匿性が高い案件とおっしゃいましたが、飛行場近辺の住民に対する安全は同様に優先的に配慮されるべきではないのでしょうか。この自然林に覆われた土地が一掃されることで、大気、熱循環、音、光の吸収、変調への影響を、それも負の影響が懸念されると聞いています。特に、周辺地域への環境被害をどれほど、市として調査されているのでしょうか。それなくして、実践されるべきではありません。そうした被害について、市はどういうように住民に保障し、安全な暮らしを守っていただけるのでしょうか。また、17年もたつながら、住民への周知は形ばかりで、最初の計画で市民への説明会や協議会など2年かけて繰り返し行っていたのに、この新たな計画については、秘匿性が高いと理由をつけて市民・住民への情報提供も説明もまったくなされないまま、FC東京の練習場移転が決定したとの発表はどういうことでしょうか。味スタでテレビ放映もされながら、発表しながら、市報に全く情報が出ていない、詳しい説明も載らない、何のための市報ですか。これでは、公民連携ではなく、民間主導です。市民がないがしろにされる連携などあってはなりません。それはすでに公的事業ではなくっています。これからでも、再度、時間をかけ、市民住民の声を聞き、それを生かして計画を立て直してください。FC東京にとっても、そのサポートーにあっても、住民市民の理解を得られない移転をすることはデメリットが大きいと思います。あまりにも、住民・市民をないがしろにした計画の進め方に、納得できません。</p>	<p>本取組について市は、FC東京における社内の検討・調整状況などを考慮する必要があつたことや、用地取得に向けた財務省との協議を丁寧に進めていく必要性などを踏まえ、情報管理を行なながら、協議・調整を行つて参りました。また、市は、長年実行に移せていかなかった留保地利用計画の実現に向けて、FC東京との情報の取扱いの確認も含めて、慎重な対応に留意する必要がありました。こうしたことから、本取組を市民の皆さんにお知らせする時期については、市として思慮を重ねた結果、本年8月のタイミングとなりました。</p> <p>本取組の公表については、本年8月10日にFC東京との合同記者会見を行い、各報道機関を通じて、市民の皆さんをはじめ広く周知を図ることと併せて、市ホームページ等において発信いたしました。また、同日に行われたJリーグの試合開始前に、おいて来場者へも御案内させていただき、本取組に関する情報発信については、市及びFC東京で同時期に行わせていただきました。</p> <p>このように本件は、複数の協議の相手方との調整において、秘匿性が高い内容も含まれていることから、情報の取扱いも難しい対応を要する案件であると認識しております。そのため、情報共有に関する市民の皆さんからの様々な声については、市としても真摯に受け止めております。そのうえで、市は、参加と協働のまちづくりにおけるこれまでの基本的な考え方を変えたということではなく、このたびのFC東京との連携による取組については、市として様々な状況を総合的に考慮しながら対応を図っているものであります。FC東京においては、市との連携に当たつて、施設整備・活用のスケジュールを非常に重要視していました。市としてもそのことを踏まえて検討し、令和10年度までに対応できる可能性を見出すことができたことを踏まえ、取組の想定スケジュールを整理しました。</p> <p>また、今回の取組においては、相手方との協働のタイミングを合わせることが、取組の実現性を高めるとともに、市の財政負担の軽減にもつながること、一方で取組スケジュールの長期化は、留保地利用計画の実現につながるFC東京との連携機会を逸する懸念があることなどを総合的に考慮して、考え方を整理しました。これらのことを踏まえ、様々な要素を同時に並行で整理することにより、留保地利用計画の実現に向けたFC東京との連携による取組を進められるよう努めております。これまでの間、アンケートやオープンハウスなど、市民の皆様との情報共有や御意見を伺う機会を設けることを通じて、御理解を得られるよう努めて参りました。「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」の策定後においても、本件取組については、様々な手続きを行つ中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
14	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>長年たなざらしになっていた活用が進むことは良いことだと考えているが、本件の進め方には多くの問題を感じる。      市の条例では「パブリックコメント」は市民の意見を求める市民参加の手続きであり、意思決定プロセスの一環と定められている。市民参加による開かれた市政の推進に加え、市政の公正さ確保や透明性向上を目的に定めており、策定された具体的な計画に対する「意見」を求めるという点でアンケートとは明確に異なる。      しかし判断材料となる情報が不十分な状態では責任ある意見を言うことはできない。そしてこの保留地活用計画に関する「パブリックコメント」としては最も基本的な判断材料さえ不足してゐるため、意見公募手続きとして定義される「パブリックコメント」ではなく、計画策定前の参考アンケートと位置付けるのが妥当である。      以下の点はパブリックコメントをする前に説明すべきでだと思うが、回答して欲しい。</p> <p>1)FC東京の留保地利用提案があった後、検討過程が市民に伏せられてきた理由の明確な説明      2)本来は自治体が利用方針を策定した上で、参画する企業を公募するのが公共性を担保するために必要な手続きのはずなので、少なくとも経緯について事後的な説明は懇切丁寧に行う必要がある      3)同様なクローズドな進め方が(例えばグリーンホール等で)繰り返されないためにも総括を行い、民間企業との協業に関する原理原則を明確にすべきではないか      4)このような特命で一民間企業を相手に公共事業を進めることは、発注の透明性という点でも、他企業との公平性という観点からも極めて問題が多いと思われる。契約内容すら固まる前に、非公開で発注が内定した一民間企業と内々に公共事業の計画を進めることは、官民の健全な癒着であり、例え不正がなくとも望ましい行政手続きではないのではないか?      5)行政権限を持つ者は、試合観戦への招待も含めFC東京から利益供与や接待等を受けたことがないことの証明や、あるいはこの先関連企業への天下りができるような対策をすること等、行政への不信感を払拭する行動が必要ではないか?</p>	<p>FC東京からの提案を踏まえた本取組においては、FC東京社内での検討・調整状況などを考慮する必要があることや、用地取得に向けた財務省との協議を丁寧に進めが必要性などを踏まえ、情報管理を行ながら、協議・調整を行って参りました。また、長年実行に移せていなかった留保地利用計画の実現に向けて、FC東京との情報の取扱いの確認も含めて、慎重な対応に留意する必要があります。      FC東京との連携による本取組は、施設整備における民間活力の活用の一つでもあり、その取組過程においては、適切な対応に努めて参ります。</p>
15	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>北側の武蔵野の森公園、そこにある既存の西町サッカー場、西側のアミノバイタルフィールドや味スタ等、公園やスポーツ施設が集約する地域であるにも関わらず、相互に行き来する動線の計画や、近接することのメリットや相乗効果を考慮した形跡が見られない。      現状でも天文台通りと味スタ通りの行き来は、遠回りが必要で非常に不便。武蔵野の森公園の奥で味スタに抜けられずに困り果てている人は非常に多い。      当然検討すべき一帯の回遊性等をどのように改善するかなど、考慮した痕跡さえ示されていない理由はなにか?</p>	<p>武蔵野の森公園、西町サッカー場、アミノバイタルフィールドや東京スタジアムについては、市がその土地を所有しているわけではありません。一帯の回遊の向上等については市の一存で決められるお話ではありませんが、必要に応じて協議して参ります。</p>
16	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>たくさんの広葉樹があり、とても大きな木々です。2年前ぐらいに、フクロウのアオバズクが行き来していて、たぶん巣を作っていたと思います。また、タヌキやハクビシンも住んでいると言われるので、大きな木々は残して欲しいです。</p>	<p>2ページの留保地利用計画の図面の通り、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」として活用を目指すこととしております。留保地を整備するにあたり、既存の植栽の伐採を行いますが、自由広場は、既存の植栽も活用しながら、豊かな自然の景観や開放感を醸し出し、地域住民や来訪者が親しみを持てる空間とします。また、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かしながら、利用者が快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、市民が日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として、広く市民が利用できる環境を整えて参ります。</p>
17	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>子どもたちの自由に遊べる居場所にしていただきたいと思います。国としても子ども基本法が整備され、子どもの権利としての遊びの重要性も専門家からも指摘されています。子どもたちは遊びを通して、想像力、コミュニケーション力、忍耐力、思考力、判断力、集中力、他にも協調性や適応力行動力など、様々なことを身につけます。最近は場所がないために子どもたちの遊びはゲームが中心になっているようですが、それでは身につかない、人としての成長に、なくてはならないものです。      今、子どもに投資することが、これからのおもにしてくれることだと思います。      長い目で見て、調布基地の跡地利用を検討していただきたいと思います。</p>	<p>留保地を活用して整備するスポーツ施設のうち、人工芝グラウンドについては、保育園・幼稚園での利用なども想定しております。      頂いた御意見を踏まえ、多目的コートについては、ボール遊びや子どもたちの活動にも供する運用を想定する旨を追記させていただきました。      また、自由広場については、留保地への出入口を想定する天文台通りに面する部分を誰でも利用できる緑地広場にするとともに、公園全体の顔として、既存の植栽も活用しながら豊かな景観や開放感を醸し出し、地域住民や来訪者が親しみを持てる空間とするとともに、誰もが利用できるインクルーシブの視点も踏まえた遊具などの設置や、既存の西町公園との連続性なども考慮した効果的で機能的な配置いたします。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
18	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>調布基地跡地の活用はとても素晴らしいことだと思いますが、6ヘクタールもの土地が果たして必要なのでしょうか。</p> <p>現在、都立調布特別支援学校が改築予定のため、調布市内に活用できる土地がないとのことで、稲城市に一時的に校舎を建てる計画になっていますが、こちらの土地を0.5~1ヘクタールお借りし、一時的に仮設校舎を建てることはできないのでしょうか。</p> <p>6ヘクタールもの広大な土地をグラウンドにしたり、近隣にある公園を再び作ろうとしたりしていることにとても疑問を感じます。</p> <p>FC東京さんの練習場として果たして6ヘクタールの活用が適正であるのでしょうか。</p> <p>障害を持った子どもたちを稲城市という遠くに追いやられるような感じの中、6ヘクタールもの土地を利用することについて疑問を感じています。</p> <p>特別支援学校の仮設校舎の建築の検討をお願いしたいです。</p>	<p>市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。その後、大きな財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る必要があり、そうした状況の下、これまでの間、市が平成28年度に策定した調布市公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの基本方針である「民間活力の活用」なども踏まえ、留保地の具体的な活用の方向や事業化について、継続的に検討を行ってきたものの、当初に想定していたとおりの進捗による利用計画の実現には至りませんでした。こうした中で、味の素スタジアムをホームスタジアムとしているFC東京から、現在の練習施設環境の課題解決を図る観点も含め、市と連携して留保地を活用した施設整備を行うことについて、改めての話があり、留保地活用の提案がなされました。その内容は、これまでの市における留保地の活用に向けた取組に関する課題への対応や調布のまちの魅力の更なる向上につながることが期待できるものとなっています。市は、これらのことと総合的に考慮する中で、FC東京との連携による留保地の活用は、調布のまちづくりに多面的な効果をもたらし、まちの付加価値をさらに高める好機になると考えています。そのため、この機を捉え、市はFC東京とのパートナーシップに基づく関係性をより強固にし、まちの魅力向上を目指すため、本年8月に留保地の活用に関する取組を含む多分野にわたる包括的な連携協定を締結するとともに、FC東京からの提案を踏まえ、留保地の活用による施設整備の実現を目指すこととし、本年12月に基本計画を策定しました。</p>
19	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	現在、この調布基地跡地留保地に存在する樹木の種類、大きさ(樹高、幹回り)、それぞれの本数、また、CO2吸収量、さらに伐採等に要する費用を公表してください。	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設の整備を行うに当たり、自然環境調査を実施しています。</p> <p>調査結果については、生態系・生物多様性の保全の観点から支障がない範囲において、概要の公表に向けた準備を進めているほか、本取組に係る費用については、今後の施設の設計過程等を通じて整理する予定です。</p>
20	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	1.2活用に向けた取組の背景、経緯、目的について FC東京からの提案内容は、市が利用計画で示している諸機能が確保されている、としているが、当初の利用計画とは程遠い内容だ。市民には取組の背景も経緯も全く伝わっていない。	<p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する取組については、これまでの間、オープンハウスや市ホームページにのほか、地区協議会や自治会への説明などを通じて、市民の皆様への周知に努めて参りました。</p> <p>今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけけるよう努めて参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	項目	意見	回答
21	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>FCTOKYOは株式会社によって運営されている民間のサッカークラブです。Jリグには1部、2部、3部それぞれ20クラブあり全体で60クラブあります。FCTOKYOは60分の1のチームです。</p> <p>調布市でも残り59クラブのファンがいることでしょう。今回その60クラブの1チーム、FCTOKYOが①小平の練習場が使用料が高い、②契約切れるなどを理由に、国有地跡地に公園予定地の中に天然芝フィールド二面、人工芝フィールド一面、クラブハウス、選手用駐車場を作ろうとしています。</p> <p>FCTOKYOの「調布基地跡地(留保地の活用)への提案書」にこう書いています。</p> <p>「FC東京では、令和5年度より本プロジェクトの実現に向けた検討を開始し、調布市との継続的な意見交換を重ねてまいりました」</p> <p>未だ民間に払い下げたことがない国有地を調布市を巡回することで安く手に入れようとして3年前から市と密談を重ねてきたポロリと言つてしまつたのです。市長が「この計画は秘匿性がある」というのも頷けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年前からFC東京と協議を重ねられたのはどの部署のどなただつたのでしょうか。</li> <li>・市長はその事実をご存知だったのでしょうか。それとも市長の業務命令でしょうか。</li> <li>・わたしたち市民には、検討の期間は4か月しか与えられないのはおかしくありませんか。</li> </ul> <p>意見交換が行われただけで接待が行われたとは思いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長はサッカーがお好きでVIPルームでよく観戦されているそうです。公用車で通い詰められたというではないですか。</li> <li>・こういう時は、身を慎まれ観戦は一般席で、タクシーで行かれるべきだと思います。行ったことがあるのでしょうか。ないと信じております。</li> </ul> <p>お答えはいかがでしょうか。</p> <p>市は、この施設は、市民のスポーツ(この場合はサッカー)振興になる「やる、みる、ささえる」ものであるとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカーを「やる」人口(それぞれ男女合わせて)どれだけと計画の中で想定されているのでしょうか。サッカーを楽しんでいる高齢者もいらっしゃいますが。しかし今回の天然芝フィールド二面、人工芝フィールド一面、クラブハウス、選手用駐車場は第一の目的は市民がやサッカーをやるところではありません。違いませんか。</li> <li>・「みる」ことで楽しめる。選手の練習を見て楽しめる市民がどれくらいいるのでしょうか。</li> </ul> <p>FCTOKYOのサポーターは昼で公開禁止の練習でなければ絶対行きたいと思うでしょう。見に行くと思います。</p> <p>宝塚の出待ちのように列を作っていくと思います。みたいとおもいます。</p> <p>でも考えてください。調布市のFCサポーターは何人いますか。市外から来るFCTOKYOのファンもいますね。</p> <p>併設の公園にファンが溢れませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市はFCTOKYOの協力を得て「令和6年度、健康・福祉、子どもの健全育成・教育、平和などさまざまの分野などで40件以上の事業などに取り組んできました」誇らしげに書いてあります。</li> </ul> <p>私は令和4年度の資料を持っております。令和6年度のその事業の起案書、市の予算、FCTOKYOの支出分を明らかにしてください。</p> <p>ほとんど市の予算で行われ、FCにお金払って行われているように思います。または顔出しか、イベント参加のようなものも事業として混じっていました。先日西町グラウンドで行われていた「FCTOKYO親子サッカークリニック」(名称は間違っていたらごめんなさい)は市の予算で行われ講師には講師料が払われているのでは。それは当たり前のことで連携でも何でもありません。それとも無料で行われていたのですか、無料である必要はありませんが、自作自演を誇らしげに語るのもどうかと思います。</p> <p>「ささえ」についてはもっと大きな疑問符ができます。</p> <p>天然芝フィールドはトップ選手の練習場、人工芝フィールドはジュニアチームの練習場。これが主目的です。</p> <p>天然芝フィールドを利用するトップ選手の年俸は、どれくらいでしょうか。</p> <p>日本選手の1位は、ヴィッセル神戸の大迫佑也選手の3億8000万円です。</p> <p>FCTOKYOでは昨年退団したディエゴ・オリヴェイラ選手の1億8000円がトップのようです。</p> <p>日本の海外組のトップはクリスタルパレスの鎌田大地選手で10億4800万円です。</p> <p>海外選手ではクリスチャーノ・ロナウドの4275億円。</p> <p>この練習場を利用できる優先順位は、第1位は選手です。市民ではありません。選手のみなさん私たちには想像できないくらいのお金持ちはです。</p> <p>トップ選手は年俸アップを目指し必死に練習し、ジュニアも1日も早くトップ選手になろうと励んでいます。</p> <p>天然芝フィールド、人工芝フィールドは、サッカー選手としての技能を高め、コンディションを整え、年俸アップのために必要な場所です。でもそれは、自ぶうの年俸のためですから自分のお金とクラブ会社のおかねでやって欲しいのです。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関するFC東京との経緯についてですが、一昨年あたりに、FC東京から、現在の練習施設に課題を抱えていることも踏まえ、市との連携により、留保地を活用した練習拠点機能を含む施設整備について、改めてお話をいただきました。</p> <p>そのことを契機に、留保地を活用した施設整備について、継続的な意見交換等を行つて参りました。</p> <p>また、令和6年度におけるFC東京との連携協力事業については、市ホームページに掲載しております。そちらをご参照ください。</p> <p><a href="https://www.city.chofu.lg.jp/documents/2581/r06fctokyo.pdf">https://www.city.chofu.lg.jp/documents/2581/r06fctokyo.pdf</a></p> <p>また、本件取組を進めるに当たり、これまでの間、オープンハウスのほか、地区協議会や自治会への説明などの機会を通じて、市民の皆様の御意見等を伺うよう努めて参りました。</p> <p>今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p> <p>いただいた御意見も参考に、今後の取組を進めて参ります。</p> <p>基本計画の策定後も、設計段階での整備内容の具体化などを取り組むことを予定しているため、引き続き、適時・適切な情報発信・説明に努めて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
		<p>そんな彼らのために、のちに述べる市民の税金50億円を使って欲しくないです。 おかしくありませんか。そんな高給を見る選手が自分の技量アップを市民の税金つくった練習場でやる。 自分の年俸アップは自分のお金でやるべきでは。 熱烈なファンは身も心もお金も捧げるでしょう。それがファンというものです。 23万市民の中にそんなサッカー好きは何人いるのでしょうか。またその中の何人がFCサポータなのでしょうか。 ・まず「ささえる」べき人たちは高給年俸の彼らではなく、社会的弱者や調布の将来を担う子供達ではないでしょうか。子供達はグラウンドは基本的に利用できません。市長はじめ市職員みなさんはどうお考えなのでしょうか。 みなさんにお地蔵様のように子供を愛する。慈悲の心はないのでしょうか。お答えください。 ・今の当該土地の価格は150億円といわれています。3分の1の50億円(値引きや、補助金が出るので25億ぐらいででしょうか)が購入の費用、3分の2は無償使用とのことです。 25億円あるなら、高給が払われているFCTOKYOの選手のための練習場でなく、先ほど申し上げたように聴覚障害者、視覚障害者、心身障害者のケア施設や、授産所などを聞くべきではないでしょうか。木と共に成長していく子供が伸び伸び遊べる森林公園とかプレイパークとか。 調布の将来を担う子供達のために使うべきではないでしょうか。 市長に苦言を呈したいことがあります。味の素スタジアムで8月10日に観客の前で「練習場を作る」ということを発表され約束されたそうです。 間違っていたらごめんなさい。 ・市民の説明会を開き発表するのではなく、ショーのような場には出でいく、市民の方をむかずFCTOKYの方を向いているのでは。お答えください。 ・地を這う生活をし、障害に苦しんでいる人は見えないのですか。これが6期続いたベテランの市長さんのされることでしょうか。支持してきたわたしはがっかりしました。お考えをお聞かせください。 ・なぜファンサービスをして、説明会を開かないのですか。サッカー観戦に足を運ぶより3~4人の座談会でも身を粉にして足を運ぶべきではないでしょうか。説明会は開きなさいと条例にないからですか。 ・では、市の計画の説明はまずFCのファンの前でやりなさいとどの条例に書いてあるのですか。 法令はよくわかりませんがもう一つ苦言を呈します。 ・市長はおかしくありませんか。FCへのファンサービスはできても、市民である聴覚障害者、視覚障害者などハンディのあるひとのためになぜ説明会を開かないのですか。本当はそういう人はたくさん不便を抱えています。彼らも市民では。彼らはこのパブリックコメントに投稿できるのでしょうか。 展示の資料はあるのでしょうか。 高齢の情報弱者についての心配りもありません。調布で暮らしこそ間貢献してくださった彼兄まず計画を知らせるべきではなかったでしょうか。 書くということも大変なことです。無記名の市民投票ならでしたら簡単です、賛成か、反対か。2択ですから。 ・また地元地区協議会、自治会役員会には職員が説明に回ったようです。そこで説明された資料は「素案」ですか。各地区協議会、自治会役員会に説明に回られた日時と、資料をお示しください。 ・その時、自治会役員にどのような説明をしたのですか。 ・参加の自治会員に何らかの方法で説明をするように要請されたのですか。お答えください。 わたしたちちは、市の素案他を資料読んで自分たちで説明会を2回、学習会を講師を招いて1回勉強しました。各2時間から3時間です。そうしてもなお、今回の提案の合理性を見つけることができませんでした。</p> <p>サッカーは激しいスポーツです、手で払ったり、足でボールをかき出したりタックルをする。フェアでないプレーもある。おとなしいスポーツではありません。怪我をする選手もあります。 私の友人は、激しくてもラグビーが好きだというのもあります。 近隣の人は、またサッカーか、味スタの騒音も我慢できない、長友のサッカー道楽も度を越している、6期目だから何でもやってもいいと思っていると吐き捨てるようにいう方もたくさんいらっしゃいます。くれぐれもご自戒ください。軽挙妄動をなさらないようお願いします。 地方公共団体ではあっても、サッカーでまちづくりという面もあるかと思いますが、それはクラブ中心でおやりください。 市民が常日頃大切にしてた森を切り払ってまで作るべきものでもないし、そのために市が市民の税金を使って協力するのは許されないのではないでしょうか。 先日府中市は、オオタカ保全区を留保地に作るという計画を発表しましたお隣ですからオオタカは西町の森にも飛んできてい流もでるはしないでしょうか、調子は環境アセスメントや生物調査などをされたのでしょうか。 そして緑の森を高齢者から幼児まで憩え、生き物たちも生きていけるように使うべきではないでしょうか。</p>	

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
22	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	団体利用や予約制ではなく、こどもたちや親子や仲間とキヤッチボールやサッカーやバレーボールなどのボール遊びが誰でも自由にできる場所を整備してほしい。幼児エリア・小学生エリア・中高生エリアを分けることである程度のリスクは回避できるのではないか	スポーツ施設の利用について、現時点では原則他のスポーツ施設の運用と同様に団体利用による予約制とし、利用料金収入を適切な施設の維持管理費に充てていく想定です。一方、市民ニーズを踏まえ、柔軟な運用についても検討して参ります。 なお、留保地を活用して整備するスポーツ施設のうち、多目的コートについては、ボール遊びや子どもたちの活動にも供する運用を想定するとともに、人工芝グラウンドについては、保育園・幼稚園での利用なども想定しております。
23	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>土地利用の方向性</p> <p>○近くにスポーツ施設、グランドばかりある地域であるので、これ以上娯楽レクリエーションの拠点化にするのには反対です。</p> <p>○緑のネットワーク形成に資する。既存の樹木の有効活用及び緑の保全に配慮したゾーニングとは、今ある木を全部切り、植えなおすことが有効活用でないですよね。調布駅前のようなことはしてほしくない。そのままの雑木はやしを残し、緑を残してほしい。</p>	<p>市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。その後、大きな財政需要や社会経済情勢の変化等へ対応を図る必要があり、そうした状況の下、これまでの間、市が平成28年度に策定した調布市公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの基本方針である「民間活力の活用」なども踏まえ、留保地の具体的な活用の方向や事業化について、継続的に検討を行ってきたものの、当初に想定していたとおりの進捗による利用計画の実現には至りませんでした。こうした中で、味の素スタジアムをホームスタジアムとしているFC東京から、現在の練習施設環境の課題解決を図る観点も含め、市と連携して留保地を活用した施設整備を行うことについて、改めての話があり、留保地活用の提案がなされました。その内容は、これまでの市における留保地の活用に向けた取組に関する課題への対応や調布のまちの魅力の更なる向上につながることが期待できるものとなっています。市は、これらのことを総合的に考慮する中で、FC東京との連携による留保地の活用は、調布のまちづくりに多面的な効果をもたらし、まちの付加価値をさらに高める好機になると考えています。そのため、この機を捉え、市はFC東京とのパートナーシップに基づく関係性をより強固にし、まちの魅力向上を目指すため、本年8月に留保地の活用に関する取組を含む多分野にわたる包括的な連携協定を締結するとともに、FC東京からの提案を踏まえ、留保地の活用による施設整備の実現を目指すこととし、本年12月に基本計画を策定しました。</p> <p>留保地を整備するにあたり、既存の植栽の伐採を行いますが、自由広場は、既存の植栽も活用しながら、豊かな自然の景観や解放感を醸し出し、地域住民や来訪者が親しみを持てる空間となります。また、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かしながら、利用者が快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、市民が日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として、広く市民が利用できる環境を整えて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
24	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>2008(H20)年3月に策定した利用計画において、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」の整備を位置付けたとのことだが、それから17年の歳月が経過し、社会環境が大きく変化しており、その方針を尊重するにしても、一度リセットして多くの意見をもとに多面的に再検討すべきである。</p> <p>この留保地は今や貴重なまとまった緑の自然である。限界のない都市開発が、気候危機を促進し、酷暑や豪雨のかたちでしつべ返しを受けている。</p> <p>このまとまった緑を都市公園に変えることによって、どのような環境変化が起きるかを具体的データで示すことを求める。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>
25	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>この留保地の利用にあたって、環境影響評価(環境アセス)を行ったか？行っていたらその結果を公表すること。行ていなければ、簡易型であっても環境アセスを行うべきである。</p> <p>(参考)都市計画道路調布3・4・10号線の予定地にある国分寺崖線の動植物調査(簡易型のアセス)を行った例がある。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>
26	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>留保地は約6万平米のまとまった自然環境であり、そこに生息する動植物の調査を行ったか？行ていなければ調査すべきである。 たとえば、2025年11月10日の日経新聞の記事 「米軍基地跡、FC東京・調布市が練習場に 府中市はオオタカ保全区整備」 <a href="https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC2027S0Q5A021C2000000/">https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC2027S0Q5A021C2000000/</a> によると ---引用開始 府中市は5月、京王線府中駅の北側に位置する約15.6ヘクタールの府中基地跡地留保地の利用計画を改定した。同市は20年、運動・文化施設、公園・商業施設、住宅地の3ゾーンに分割して整備する利用計画を既に策定していた。 区域内に残っていた米軍通信施設(約0.78ヘクタール)が日本に返還。その後、国の自然環境調査でオオタカの営巣が確認され、計画の見直しを迫られた。 新たな計画によると、南北を走る幹線道路を新設して留保地を東西に分け、西側をオオタカなど希少な猛禽(もうきん)類の保全区域、東側を既存の市施設と一緒に公園用地として整備する。 府中市は26年度以降に公園の整備に向けた検討会を立ち上げ、29年度から森林の伐採や残された建物の解体を予定。老朽化した市南部の市立総合体育館(郷土の森総合体育館)を移転・新設し、「33年度中の供用開始を目指す」としている。 ---引用終わり 調布基地跡地留保地にもオオタカのような絶滅危惧種などの生物が生息されているか調査は行われているか？行われていないなら、まず行うことを探める。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
27	第1章 調布基地跡地留保地の活用について	<p>この計画の発表経過をみると、市長は、調布市民や市民のもうひとつの代表である議会に秘密裏にFC東京と計画づくりを進めてきたようだ。      その進め方は「不透明」「不明朗」で、市長と一部市幹部がFC東京と「癒着」して、国有地を公(市民全體)に利用するのではなく、「私物化」する企みのように見える。</p> <p>素案P.2「1.2 活用に向けた取組の背景・経緯・目的」の中ほど、「こうした中で、(略)FC東京から、(略)改めての話がありました。以降、双方での意見交換を経て、令和7年6月にFC東京から市に対して、留保地を活用した具体的な取組が提案されました。」とあるが、「出来レース」ではないか。      ①「改めての話があつたのは、何年何月何日のことか?また、その後の意見交換の経緯(議事録の公開を含む)を時系列で公表することを求める。      ②その結果、丁寧な民主的な手続きを経ずして策定された素案は、市民利益の最大化やの市民合意をはかってないのではないか?      ③FC東京や一部公園利用者は「受益者」だろうが、「受苦」の説明を当事者にしてないのではないか?</p>	<p>市内でFC東京が練習拠点を整備する可能性に関するお話は、以前からあったものと認識しており、そうした中、一昨年あたりに、FC東京から、市との連携により、調布基地跡地留保地を活用した練習拠点機能を含む施設整備について、改めてお話をいただきました。</p> <p>そのことを契機に、継続的な意見交換等を行う過程において、順次、府内関係部署での情報共有等を図る中で、本年6月にFC東京から、留保地の活用による施設整備に関する提案を正式にいただきました。</p> <p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する基本計画をとりまとめるに当たり、これまでの間、オープンハウスやアンケートのほか、地区協議会や自治会への説明などの機会を通じて、市民の皆様の御意見等を伺うよう努めて参りました。今後も、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、適時・適切に情報提供を行うことで、取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p> <p>なお、留保地の活用による施設の整備に当たっては、周辺に及ぼす影響(道路交通環境、歩行者等の安全性、騒音等)に留意するなど、幅広い視点を持ちながら取組をすすめていくこととしています。</p>
28	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>都市公園法や、調布市が2018年に定めた調布市都市公園条例では、「都市公園に設けることのできる運動施設の敷地面積は、公園全体の50%以内」と定めており、都市公園の本来の機能である「緑地の保全」「憩いの場の提供」「多様な利用目的の調和」を守るために設けられています。スポーツ施設が過度に占有することを防ぎ、自然環境や他の利用者のニーズとのバランスを取ることが目的とされています。</p> <p>素案は「スポーツ施設が過度に占有」しているように見える。</p> <p>現在の計画は条例が定める50%という極めて緩い上限値を満たしているのか?</p> <p>その際、公園本来の機能である「緑地」「憩いの場」とは呼べない、グラウンドの間の通路や駐車場の類は、施設使用上不可欠な要素なのでスポーツ施設の占有面積に算入するのか?</p> <p>条例では公園の目的の一つとして「緑地の保全」を記しているが、大規模な既存樹木の伐採が避けられない現在の配置計画は、条例の趣旨に沿って既存樹木の少ない範囲を使うように変更すべきではないか?</p> <p>樹齢が4,50年の既存樹木を伐採し、人工芝や天然芝のグラウンドを作る行為は、「緑地の保全」を定めた条例の精神に反するのではないか?</p>	<p>基本計画で整理した施設配置では、防災・スポーツレクリエーション機能を有する都市公園として、運動施設率が100分の50を超える見込みです。このため、他自治体の類似施設における事例を参考にしながら、市は、運動施設率を緩和する方向で検討を進めております。</p> <p>公園は、幅広い年代の市民にとって、多様な活動の拠点となるものであるため、遊具やグラウンド、ベンチ、駐車場、トイレのほか、植栽や花壇など、緑化を図りながら、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指して参ります。</p>
29	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>1. 森林伐採について</p> <p>現在財務省が有する国有地である留保地は現状概ねが森林。これを現在公表「調布基地留保地の活用による施設整備に関する基本方針(以下「方針」と言う)」に伴って当該森林を伐採する行為は、完全に自然を破壊する行為であり、その破壊行為によって多岐にわたる環境または生態(その中には近隣周辺住民の日常生活を含む)に悪影響を及ぼすことは、火を見るよりも明らか。この行為の加害責任は調布市行政が永遠に負うことになります。更にこの行為を住民が黙って見過ごすことも調布市行政の加害行為に加担することとなり、住民の一人として到底この方針遂行を容認できるものではありません。計画の続行の中止と再考を求めます。</p> <p>「開示要求事項」</p> <p>上記に関係し、当該森林伐採の行為を「是」とする現在施行の根拠法「法律・適用条文・政令・省令」並びに「東京都条例及び調布市条例」を開示すること</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設の整備を行うに当たり、市は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく自然環境調査を実施しています。</p> <p>調査の結果、保全対策を講ずる対象となるものが一部で確認されたことから、今後における施設整備の進捗に合わせ、対応して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
30	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>7. 留保地売買並びに財務省からの借用について 財務省からの留保地1/3を調布市が購入並びに留保地2/3を財務省から調布市が無償で借り受けることを前提としての方針公表。これに 関して一切の情報の開示があるまではこの方針は一旦中止すべきです。 「開示要求事項」            ① 調布市が購入する1/3は留保地のどの部分なのかを地図で表示・開示            ② 国有地(留保地)を財務省が調布市に総面積の1/3売却をするにあたり、国有地を財務省が調布市に総面積の1/3売却を「是」とする根拠法「法律・関係条文・政令・省令」の開示            ③ 国有地(留保地)を財務省が調布市に2/3を無償で貸し出すにあたり、貸出を「是」とする根拠法「法律・関係条文・政令・省令」の開示            ④ 留保地総面積の1/3を調布市が財務省から購入するにあたり、購入を「是」とする調布市条例・適用条文並びに東京都条例・適用条文並びにその際の両条文における制限事項の開示            ⑤ 留保地総面積の2/3を調布市が財務省から借用するにあたり、借用を「是」とする調布市条例・適用条文並びに東京都条例・適用条文並びにその際の両条文における制限事項の開示         </p>	<p>調布基地跡地留保地については、市としての3分の1取得及び3分の2無償借用に向けた財務省との協議等は、現在も継続中となっています。 留保地の取得や借用に関しては、財務省における返還財産の処分条件に基づき、処分相手が地方公共団体の場合で、公園・緑地の用に供する場合の優遇措置の適用を想定しています。 また、留保地の取得等については、市としての留保地の利用方法等の確認を踏まえ、財務省での所定の手続を経て判断されることとなります。</p>
31	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>P.8 「2.2 関係法令等の整理」に多くの市条例・指導要綱等、東京都条例等、法律等がリストアップされている。これらをクリアするための年月と費用とリスクを明らかにすること。 例えば、土壤汚染など基地跡地特有の問題があるのではないか？ 西町公園が整備されたときはどうだったか。 また、「防災計画」関係の条例が欠落しているのではないか？</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に当たっては、取組の進捗に合わせて、諸手続等も含めた様々なことに対応していく必要があります。 それらのことに対応しつつ、基本計画で示した想定スケジュールに基づき、取組を進めて参ります。</p>
32	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>この地は、現在財務省の土地であるこれを市が買うのであれば、調布の条例にあった公園にする必要があるということですかね それは大変。このFC東京のグランドとして市民の税金で整備し、貸し出すことは、法令上どう扱われるのか。 一部の民間の利益を追求したこの計画は、法的にどう解釈し、どう条例を整備するのか。市民に説明をしてほしい。 市民にとってには、防災の時に使用できる施設を作る。条件整備だけに思う。 今森林であるこの地は、長い間手が入れていない自然林、その森林を伐採してなくしていくのか、色々な植物・生物がいるのではないか。 その森林を残す方が、調布市にとって知名度を上かる材料になるのでは、 急に持ち上がった市議、市民に知らせることがなくすすめられたこの計画。このまま進めることなく立ち止まって。 市長が公表してしまったから、このまま進めていくのは、おかしいのでは。順序がちがう。</p>	<p>費用負担の具体は、現在もFC東京と協議を進めておりますが、基本計画の段階では、事業の全体像を示すことに重点を置いていたため、詳細な負担割合までは確定しておりません。今後において整理する実施設計の内容や運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせ、明確化していきたいと考えています。 公園は、幅広い年代の市民にとって、多様な活動の拠点となるものであるため、遊具やグラウンド、ベンチ、駐車場、トイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指して参ります。 なお、自由広場を中心とした既存の植栽も活用しながら、施設の整備に取り組んで参ります。</p>
33	第2章 留保地に係る法的条件等	<p>調布市自然環境の保全等に関する条例等に鑑みても、貴重な森林のアセスメントを丁寧にすべきである。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
34	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	記載なし	
35	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>近隣住民として、日頃、感じていることを意見提出しますので、実現の程、お願いします。</p> <p>①南側一方通行道路側への出入口を設けない。      ②駐車場は、敷地内利用者限定とする。J1サッカー等、開催時の利用としないこと。天文台通りの渋滞懸念      ③将来的な都営住宅北側一方通行道路の側溝部分の歩道化</p> <p>理由として      ・サッカー等開催時の混雑解消と安全確保      ・道路隣接の巨木化による道路への起伏影響と、倒壊及び落下危険(過去に事例あり)の解消      ・側溝不法投棄場所となっている。</p>	<p>留保地の活用による施設の整備に当たっては、地域経済の活性化や周辺に及ぼす影響(道路交通環境、歩行者等の安全性、騒音等)のほか、留保地内で保全対策を要する植生等に留意することなど、幅広い視点を持ちながら取組を進めていきます。なお留保地に整備する駐車場については、施設利用者のみが利用できる想定です。</p>
36	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	p.10 FC東京の提案は、市の利用計画を実現する内容ではないと思います。市はもともと、公園に占める運動施設の面積は全体の1/2以下とする、都市公園条例に基づいて利用計画を立てています。また、利用計画において自由広場に樹木を多く残している背景には、市民からの声があつたはずです。一方、FC東京からの提案では、明らかに運動施設が1/2以上を占めており、緑も大きく減っていて、「公園」の要素はほとんどありません。それにも関わらず、市は「FC東京からの提案は留保地利用計画に沿うもの」と捉え(市HPより)、「利用計画を実現する」と受け止めているという部分には、FC東京の提案ありきの計画を進めるためには過去のプロセスや事実を歪めて憚らない市の姿勢が表れています。この記載の削除を求めます。	<p>市は、このたびFC東京から提案があった市との連携による施設整備に関する取組は、利用計画を実現するものとして捉えております。FC東京との連携による留保地での施設整備は、市における利用計画の実現を目指すものであることから、その枠組みを基本とした取組を進めていく中で、様々な意見やニーズ等を踏まえ、可能な対応について検討していきます。</p>
37	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	p.10 (3)市民利用に留置した取組の推進について <p>税金を投じて土地を購入するのですから、市民が利用できるのは「留意」することではなく、大前提であるべきです。それをわざわざ記載し、スポーツをする「する」だけではなく「みる」「ささえる」視点で云々、と書かれているのは、結局のところ、FC東京の練習場は市民はほとんど利用できないからだと推測されます。天然芝グラウンドはスポーツをする「する」視点での利用はほとんどできないでしょうし、「みる」についても、プロサッカー選手のグラウンドでの練習はせいぜい1.5~2時間程度だと聞いています。平日午前中の練習は見学できる市民も子どもも少ないでしょう。それで市民利用と呼ぶのは欺瞞だと思います。基本計画には、市民が求めている「利用」か現実問題としてどの程度可能なのか明確に記載してください。</p>	<p>FC東京の練習拠点としての利用を想定する天然芝グラウンドにおいても、市民の利用機会の確保に努めていく必要があると考えております。グラウンドでの運動機会やトップスポーツを間近で観覧する機会など、様々な観点から、利用機会に関する取組を調整して参りたいと考えています。</p> <p>また、人工芝グラウンドについては、近年大学生を中心に人気のラクロス、高齢者に人気のあるグラウンドゴルフのほか、保育園・幼稚園での利用など、サッカーの利用に限らない、幅広い世代における多様な用途での利用を可能とすることで、施設の有効活用につなげて参ります。その中で、利用計画の実現と併せ、FC東京と連携した取組の効果なども期待しつつ、提案内容を踏まえた施設整備の実現に向け、引き続き、協議を重ねて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
38	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	p.10「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」を目指すとありますが、これは「全体としては公園だが、そこに防災やスポーツレクリエーションの要素が一部含まれる」といった意味合いの表現だと思います。しかしFC東京の提案にもとづいた図面では運動施設がメインになっており、本来の保留地を都市公園に位置付けることとした考え方は大きく崩れています。そのことがきちんと伝わる表現に改めるべきだと思います。	平成20年3月に策定した留保地利用計画では、土地利用の方向性として、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしており、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。13ページの施設配置の通り、多くの市民の利用を想定する運動施設や防災機能の核となる防災備蓄倉庫等とともに、施設の顔となる自由広場を整備して参ります。
39	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	グラウンドの一つを人工芝とする計画となっておりますが、人工芝はマイクロプラスチックとPFAS問題があり環境には悪影響を及ぼします。環境優先都市宣言をしていますので、人工芝の設置は見直しをよろしくお願いします。	人工芝については、環境省が、マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。
40	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	スポーツ文化の発信地としての機能を期待します。ただ、球技に偏っている感があり、ストリートスポーツも取り入れてみてはどうか。例えば、パンプトラックは自転車が乗れる人であれば子供でも利用しやすい施設である。市民の多くは自電車に乗ることができるので、多くの人が利用できるし、利用料やレンタル料も取ることができて、事業として継続しやすいのではないか?	市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。 留保地に整備するスポーツ施設については、上記利用計画等に記載のスポーツ施設、具体的にはサッカー場、多目的コート、テニスコートとすることとしてあります。多目的コートについては、汎用性の高い開放的なスペースとして整備し、自由広場と隣接することも踏まえ、より気軽に多くの市民における多様な利用(スペースを柔軟に活用したニュースポーツ、フットサルなどの様々なスポーツや運動、ボール遊びや子どもたちの活動、利用者によるイベント等の実施)に供する運用を想定することで、新たな付加価値の創造と併せて、施設の有効活用につなげます。 一方、市域全体の公共スポーツ施設における整備の考え方についてですが、ご提案のストリートスポーツも含め、市民ニーズを捉えながら、市域全体で最適な配置することについては、予算の範囲内で、検討して参ります。
41	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	「みる」「ささえる」を「市民利用」に含まないでください。	市は、調布市スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の観点から、市民のスポーツ活動の推進を図っており、天然芝グラウンドについては、グラウンドでの運動機会やトップスポーツを間近で観覧する機会など、様々な観点から、市民の利用機会の確保に努めていく必要があると考えています。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
42	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>調布市から「調布基地留保地の活用による施設整備に関する基本方針」が打ち出されている中、東京都港湾局では調布飛行場整備検討会 <a href="https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rito/tmg-airport/chofu/seibikentoukai">https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rito/tmg-airport/chofu/seibikentoukai</a> が行われております。</p> <p>9月6日(日)富士見地域福祉センターにて行われたオープンハウスでの調布市行政経営部からの説明では【留保地活用計画実行は東京都港湾局「調布飛行場整備検討」とは独立して計画・遂行】との説明を受けました。</p> <p>双方当該計画の履行過程においても、また完成後の「在り姿」また運用状況を鑑みた場合、これは双方スタート時点から調布市と東京都港湾局が連携・連動した一体計画の中で進めて行くことが市民から観ての要請事項であり絶対的条件。</p> <p>更に計画の立案・遂行は、ハードウエア(設備)とソフトウエア(運用)双方一体で行って頂かなければとりわけ地域住民においては、工事過程から運用に至るまで想像また現在では想像しない状況(悪影響や被害)が発生することは容易に考えられます。</p> <p>当該工事実施ひとつ見ても、双方単独で遂行された場合、双方コスト負担(2重コスト)また工程(手戻り)発生は社会通念上の常識範囲。</p> <p>当該計画の遂行続行は、今一度立ち止まり、東京都港湾局「調布飛行場整備検討」との連携を模索し計画の練り直しを行うこと。それが可能になるまでは当該計画の一時中止を求めます。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備については、現在、東京都港湾局で取り組んでいる調布飛行場の整備に関する検討と連動するものではありません。なお、市における留保地の活用による施設整備の取組内容は、東京都港湾局に対しても、適宜、説明を行っています。</p>
43	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	運動広場として利用する案は一案ですが、利用者が限定される(スポーツする人)ので、もっと広く老若男女が利用できる施設を考えてはどうか	<p>頂いた御意見を踏まえ、多目的コートについては、汎用性の高い開放的なスペースとして整備し、自由広場と隣接することも踏まえ、より気軽に多くの市民における多様な利用(スペースを柔軟に活用したニュースポーツ、フットサルなどの様々なスポーツや運動、ボール遊びや子どもたちの活動、利用者によるイベント等の実施)に供する運用を想定する旨の追記させていただきました。</p> <p>人工芝グラウンドについては、施設の広さや人工芝を生かし、ラクロスやグラウンド・ゴルフ等の様々なスポーツや市民の健康増進活動、保育園・幼稚園での利用など、幅広い世代の市民における様々な用途での利用を可能とする運用を想定することで、施設の有効活用につなげます。</p>
44	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	市民がちゃんと優先的に使える場合であってほしいです。 (FC東京が来てくれるのは嬉しいですが)	<p>FC東京の練習拠点としての利用を想定する天然芝グラウンドにおいても、市民の利用機会の確保に努めていく必要があると考えており、グラウンドでの運動機会やトップスポーツを間近で観覧する機会など、様々な観点から、利用機会に関する取組を調整して参りたいと考えています。</p> <p>また、人工芝グラウンドについては、近年大学生を中心とした人気のラクロス、高齢者に人気のあるグラウンドゴルフのほか、保育園・幼稚園での利用など、サッカーの利用に限らない、幅広い世代における多様な用途での利用を可能とすることで、施設の有効活用につなげて参ります。その中で、利用計画の実現と併せ、FC東京と連携した取組の効果なども期待しつつ、提案内容を踏まえた施設整備の実現に向け、引き続き、協議を重ねて参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
45	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>この点で6項目あげられているが、私が最も留保地に求めるのは、(4)の都市公園の「利用者が快適に過ごし、憩える施設の整備」である。そして、この計画で最も欠けているのが、この点である。この計画書を読むと、市民・住民という言葉がほとんど出てこない。誰もが、五感で感じて、活動して、そこにいることで憩いや安らぎを得られる。そのために、今ある豊かな緑は、子ども、若者、高齢者、障害者や多様な人々の誰にとって有意義な環境である。温暖化対策で、ゼロカーボンを推奨している調布市が、こんなに豊かな緑を一掃してはならない。まして、コートで埋め尽くすことで、どのような負の影響が起こるか想像してほしい。ここ近年、調布市では、農地も入れて緑地がずいぶん消えていく。ここにある緑は、地域の憩いであり、時には味スタや飛行場からの音を緩和してくれる防音壁であり、強風から守り、土ぼこりを抑えてくれている。夏の酷暑でも、この樹木林がどれだけ暑さを和らげていたか、その効果は大きいはずである。隣の西町公園では、広場状態で夏の暑さをしのぐ場所はなく、遊具もかなり熱くなるのではないかだろうか。とても、子どもたちが遊べる状態ではない。これからますます温暖化の傾向は増すばかりだろう。そのため、暑い時期はさらに長く厳しくなると思われる。こうした中、その条件に対応できる最適の環境を壊しながらますます温暖化を増すような環境に変えてはならない。調布市にこれだけの広さで、こうした樹木林が維持できているところは他にないのではないか。それを、コートで埋め尽くして、劣悪な環境にしてはならない。この、他にない自然環境を生かし、子ども、若者、高齢者、障害者、誰もがこの環境を利用して、憩い、楽しめる場を創造するべきです。さらに、この大きな自然が季節の変化を感じ取り、自然への愛着を育ててくれる役目を果たしている。自然に愛着を持つには、常に自然を身近に感じられることが大切だ。こうした公園機能は、多くの市民が求めている。子どもたちが大声をあげて自由に走り回り、時には冒険ができるプレイパーク。誰もが自由に歩き憩える遊歩道など、住民市民誰もが利用できる公園機能をここにぜひ設けてほしいです。今ある環境を維持し生かして、誰もが憩える本当の意味の公園にすべきです。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、多様な活動の拠点となるものであるため、遊具やグラウンド、ベンチ、駐車場、トイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指して参ります。なお、自由広場を中心に既存の植栽も活用しながら、施設の整備に取り組んで参ります。</p> <p>留保地の活用に当たり、植生の有する遮音の効果については承知しておりますが、近隣にお住まいの方を中心、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。留保地の活用による施設整備は、環境アセスメントの実施対象事業ではありませんか、市は、都条例に基づく自然環境調査を実施しており、その結果を踏まえつつ、施設整備に伴う影響を心配する声にも留意しながら、今後の取組を進歩させる過程と併行して、必要となる保全対策を整理して参ります。</p>
46	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>平成20年に市がまとめた「調布基地跡地留保地利用計画」、5つの基本的な考え方、④市全体のスポーツ施設の再配置の検討を踏まえたスポーツ施設の整備では、武蔵野の森公園南側に西町サッカー場が整備され（サッカー場の需要は充足するため）留保地に新設すべきは野球場あると明記されている。</p> <p>1) 平成20年以降にサッカー場の必要性が増したのか？それを踏まえた施設配置計画の方針変更を審議し、議会への説明やパブリックコメントを行った経緯があるのか？</p> <p>2) もし2面の天然芝サッカー場も「公共施設」であるならば、西町サッカー場に加えて留保地内にサッカー場が3面、合計4面のグラウンドが必要だとする根拠はなにか？</p> <p>3) 2面の天然芝サッカー場が、市民利用を想定しないFC東京専用の練習グラウンドであるという事実を、糊塗するような説明は不誠実極まりないのではないか？</p> <p>4) このFC東京専用練習グラウンドが公共性を持ち得るという根拠を示さない限り、市民はこの場所に3枚目的人工芝サッカー場の要否を判断することは不可能ではないか？</p> <p>5) 計画の是非を問う前に、天然芝グラウンドの市民利用がどのような形で、年間何日間、あるいは何時間想定されているのかを明示すべきではないか？</p> <p>6) 世の中には震災時に一部開放を想定した商業ビル、見学ルートのある民間工場、公開練習をするプロ野球チームの私設練習場、等々の民間施設が存在する。災害時使用の想定や年数回の市民開放イベント、公開練習の見学程度で、公共性が担保できると考えることに無理があるのではないか？「みる・応援する」がビジネスになるからスポンサー企業がいてプロスポーツが成立するのであって、自治体が公共投資をする根拠となり得るのか？</p> <p>上記の「基本的な考え方」には以下のように書かれている。</p> <p>「⑤隣接する西町公園・都立武蔵野の森公園との連携：隣接する西町公園との一体性と機能分担に留意し、相互をつなぐ園路を設置します。また、留保地北部に位置する都立武蔵野の森公園には、すでに開園している北側地区に防災機能が配置されており、現在整備中の南側地区に、今後、調布市のスポーツ施設としてサッカー場等を整備していく計画があります。平常時からスポーツ機能の連携を図るとともに、災害等発生時においては、防災拠点として連携・機能分担を行い、一体的な利用が可能となる施設整備を進めています。」</p> <p>8) 現在の留保地北半分をFC東京専用ゾーンとする配置計画は、武蔵野の森公園との「連携」を考慮に入れた最適解といえるのか？</p> <p>9) 非公開練習日の専用グラウンドは市民にとって壁でしかない。高級車で乗り付ける有名選手のセキュリティ等を考慮すると、FC東京専用ゾーンは、武蔵野の森公園と留保地を分断する要素ではないか？</p> <p>10) せめて南北に配置された人工芝サッカーグラウンドをFC東京専用練習グラウンドに入れ替え、市民の南北移動を容易にする方が、公園相互の「一体的な利用が可能となる施設整備」として相応しい配置計画ではないか？</p> <p>11) 災害時の防災拠点に関しても、武蔵野の森公園北地区の防災機能との連携がどのように想定されているのかが示されていない以上、必要かどうかの判断ができない。</p>	<p>留保地に整備するスポーツ施設については、調布市スポーツ施設再配置計画（平成20年3月）に基づき、当該留保地に配置するスポーツ施設を硬式野球場、テニスコートと位置付けていました。硬式野球場については整備が極めて困難な状況となり、スポーツ推進審議会などで協議を重ね、パブリック・コメントを実施したうえ、スポーツ施設再配置計画が改訂（平成24年4月）され、留保地に配置するスポーツ施設はサッカー場、多目的コート、テニスコートに変更となっています。  <a href="https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p0000020.html">https://www.city.chofu.lg.jp/010010/p0000020.html</a></p> <p>FC東京の練習拠点としての利用を想定する天然芝グラウンドにおいても、市民の利用機会の確保に努めていく必要があると考えており、グラウンドでの運動機会やトップスポートを間近で観覧する機会など、様々な観点から、利用機会に関する取組を調整して参りたいと考えています。</p> <p>また、人工芝グラウンドについては、近年大学生を中心に人気のラクロス、高齢者に人気のあるグラウンドゴルフのほか、保育園・幼稚園での利用など、サッカーの利用に限らない、幅広い世代における多様な用途での利用を可能とすることで、施設の有効活用につなげて参ります。その中で、利用計画の実現と併せ、FC東京と連携した取組の効果なども期待しつつ、提案内容を踏まえた施設整備の実現に向け、引き続き、協議を重ねて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
47	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>3. 国立天文台隣接であることについて      現在財務省が有する国有地である留保地は、現状概ねが森林。夜間は周辺施設の人為的照明はあるもののそれは国立天文台(以下「天文台」と言う)との合意がなされた上での制限下にあるものと推測。留保地内部には現状人為的照明装置は在りません。それは天文台と留保地とは多少の距離はありながらも天文台はそれを認知と推測。それが方針に従い夕刻以降の人為的照明が加味されることとなると、天文台運営には何らかの影響が出るのでは?との憶測を調布市行政が持つことは必然であり、方針の策定段階しかもドラフト段階からの天文台監理省(文科省)との綿密に情報共有化と協議を図り合意に至った後の方針の展開であることと考えます。      その協議・合意の開示はやはり重要。その開示に至らない中でのこの方針の遂行は一旦中止すべきものです。      「開示要求事項」      上記を把握するため調布市は方針策定に至る初期段階(ドラフト段階)から方針確定までの間の天文台(文科省)との間の協議について(協議期日・概要・合意事項)について時系列的に開示すること</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備の取組については、国や東京都の関係機関にもその内容について、適宜、説明を行っています。      今後は、施設の整備に関して、施設の種類や配置のみならず、設備や運用方法など詳細について整理していく必要があることから、引き続き、協議等が必要となると考えられる関係機関等への対応に取り組んで参ります。</p>
48	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>4. 方針実施後の状況のシミュレーションについて      当該方針の実施後は、近隣地域へは今現在と概ね180度違う環境悪化は言うに及ばず。近隣地域の生活上また生活空間の変更を余儀なくされること。道路事情の悪化(過密化)は想像以上。公共交通機関(京王線(特に西調布駅)・近隣バス停)の利用者増加(利用者総数の増加の他、動線の広がり・時間の拡大化)・周辺防犯・安全上の懸念は凡そ想像の域。それ以上かも知れません。方針策定にあたっては、当該方針の実施後状況を鑑みた多方面角度からのシミュレーション実施は調布市行政としての必須であり事前になされたものと考えるのが極々一般的な感覚。      シミュレーション結果の開示を求めます。当該事項の開示に至らない中でのこの方針の遂行は一旦中止すべきものです。      「開示要求事項」      シミュレーション実施につき時系列的に(実施時期・その方法・結果)その内容を開示すること</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に当たり、近隣にお住まいの方を中心とした、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいたしております。      そのため、施設整備に関する基本的な考え方において、施設整備に当たっては、留保地の周辺に及ぼす影響(道路交通環境、歩行者等の安全性、騒音等)に留意するなど、幅広い視点を持ちながら取組を進めていくこととしています。</p>
49	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>5. 方針の公表に至るまでの調布市行政内検討プロセスについて      当該方針の策定にあたっては、FC東京(同チーム運営会社(民間企業)(以下「FC」)の提案からキックオフしたと認識しております。FCから調布市行政への提案があった段階から調布市行政がどのようなプロセスを経て方針の展開並びに公表に至ったのかは、市民としての知る権利に値するものと考えます。当該プロセスの開示に至らない中でのこの方針の遂行は一旦中止すべきものです。      「開示要求事項」      上記を把握するため調布市行政内での方針公表に至るまでのプロセスの開示すること。      またFC提案類似事項は他にもあることは容易に想像できることであり、FCを含む類似事項提案での調布行政内検討のためのレギュレーション(規則・規程・規制)は定められていることは必然であり、当該レギュレーション並びに当該レギュレーションに沿った本件FC検討もなされたものと思慮。FC案件検討のプロセスを時系列的(時期・検討部署・裁可)につき開示すること。      併せて調布市行政における民間企業との利害を伴う直接取引に関するレギュレーション(規則・規程・規制)は当然にあるものと考え、そのレギュレーションの開示、それに照らし合わせたこの度のFC対応についてレギュレーション合致・また不整合箇所があればそれについて開示すること</p>	<p>市内でFC東京が練習拠点を整備する可能性に関するお話は、以前からあったものと認識しており、そうした中、一昨年あたりに、FC東京から、市との連携により、調布基地跡地留保地を活用した練習拠点機能を含む施設整備について、改めてお話をいただきました。      そのことを契機に、継続的な意見交換等を行う過程において、順次、庁内関係部署での情報共有等を図る中で、本年6月にFC東京から、留保地の活用による施設整備に関する提案を正式にいただきました。      その提案内容については、市が、調布基地跡地利用計画で示している諸機能が確保されていることのほか、様々な効果も期待される内容でした。それらのことを総合的に考慮する中で、FC東京からの提案を踏まえ、留保地の活用による施設整備に実現を目指して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
50	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>6. 入札について 留保地の活用については、当然に入札が行われ、FCが落札したものと考えるのが極々自然であり、当然にそのプロセスがあり方針の公表に至ったものと疑う余地はありません。 この行為は条例等に基づき行われるものであり、その行為を市民としての知る権利を有するもの。当該プロセスの開示に至らない中でのこの方針の遂行は一旦中止すべきものです。 「開示要求事項」 入札に於ける関係条例とFC落札に至るプロセスを詳らかに開示すること</p>	<p>このたびのFC東京との連携による調布基地跡地留保地の活用による施設整備は、FC東京からの提案内容についての確認・検討を経て、市としての取組の方向を定めたものであり、これまでの間において、入札行為はありません。</p>
51	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>P10に「(3)市民利用に留意した取組の推進」とあります。このタイトルや書き方自体が、FC東京ありきの計画で、市民利用が添え物を感じます。FC東京の提案ありきの計画で、そこに引っ張られ過ぎているのではないかでしょうか。このまま進んでも、施設整備でも完成後の運用でも、FC東京の都合ありきで、市民利用は不十分になりかねない不安があります。FC東京の練習拠点と市民の防災機能を有したスポーツひろばにするにしても、一度立ち止まって、双方の関係や分担の仕方をじっくり検討し直さないと、FC東京のための施設を市が整備したみたいなことにならないか心配です。</p>	<p>FC東京との連携による調布基地跡地留保地の活用による施設整備については、留保地利用計画の策定から十数年以上もの間、実行に移せていなかつた、「防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する公園」の整備の実現が図られるものと考えております。都市公園の効用を踏まえた公園施設の整備や、災害時の活用を想定した防災機能の確保を図って参ります。あわせて、調布のまちの更なる活性化にもつながる貴重な機会になると捉えております。 そのため、留保地に整備を予定する施設のうち、FC東京の練習拠点としての利用を想定する施設においても、市民の利用機会の確保に努めて参ります。</p>
52	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>まず、今回の基本計画案策定までの経過で、市民への情報提供や意見の徴収などの市民参加があまりにも後手後手で、そのための時間も充分に取られておらず拙速な進め方だと言わざるを得ません。市民への充分な情報提供もないままに、8月の味の素スタジアムで市長が決まったことのように発表したのは軽率だったと思います。特に周辺住民にとっては、森林の伐採をはじめ景観や生活環境などの大きな変化をもたらすことになるのに、当該地域での説明会や意見交換会などが開かれることもなく計画案が出されたのは、市民感情を無視しています。この地域は飛行機墜落事故も経験し、飛行場に加えて迷惑施設を押し付けられると感じていると思います。もしその施設ができることになるとしても、住宅地側には濃い緑となるよう木を重ねて植えるなど、どのような配慮が必要かをもっと丁寧に住民の声を聞きながら計画に落とし込むべきだと思います。市にはFC東京への配慮よりも、市の責務としてもっと市民への配慮を優先する姿勢を見せていただきたいです。 また、この保留地の森林を伐採することで飛行機の高度などの飛び方が変わったり、何らかの影響があるかもしれません。保留地の活用はこれ以上飛行場の弊害を増やさないことを一体で検討るべきです。そのような不安にも対応した説明を求めます。 府中ではオオタカの生息地ということで、隣接する基地跡の森林を保全するという決定をしています。基地跡保留地内の森林は生き物の多様性を育む重要な役割を担っており、東京都開発局の手引きによれば、オオタカの営巣中心域とされる区域内での土地の造成や樹木の伐採は原則として行わないこととされています。調布市でなぜ府中のような判断がされなかったのか残念でなりません。 市民の税金をつぎ込んで行われる事業である以上、市民の声を丁寧に聞き取り、その声を反映した計画に変えていただけるようお願いします。</p>	<p>本取組について市は、FC東京における社内での検討・調整状況などを考慮する必要があったことや、用地取得に向けた財務省との協議を丁寧に進めていく必要性などを踏まえ、情報管理を行なながら、協議・調整を行って参りました。また、市は、長年実行に移せていなかつた留保地利用計画の実現に向けて、FC東京との情報の取扱いの確認も含めて、慎重な対応に留意する必要がありました。こうしたことから、本取組を市民の皆さんにお知らせする時期については、市として思慮を重ねた結果、本年8月のタイミングとなりました。 8月10日以降、これまでの間、アンケートやオープンハウスなど、市民の皆様との情報共有や御意見を伺う機会を設けることを通じて、御理解を得られるよう努めて参りました。 「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」の策定後においても、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供を取り組んで参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
53	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>「留保地の活用による施設整備に当たっては、利用計画で整理した従来の枠組みを基本としつつ、市における関連計画や、利用計画策定後における社会情勢の変化を踏まえ、地域に開かれ市民に親しまれる多機能な空間づくりを目指すこととします」。</p> <p>トップスポーツクラブと交流したいと思う市民ニーズがどれだけあるか、ましてサッカーが好きな人だけである。アンケートは、サッカーが好きな人が反応し、良いとしているように思う。</p> <p>温暖化、自然があり緑がある調布を好きで、転入してくれる人も多い。</p> <p>本当にこの森林があるこの地を、一部の市民の場にしていいのか、疑問である。</p> <p>社会の情勢の変化を、ちゃんとつかんだ整備計画であってほしい。</p> <p>調布の良さは、スポーツだけかスポーツ施設もたいせつですが、森を自然を調布市は大切にしてほしい。</p> <p>近くの住民は、「それを望んでいるのか、疑問である。</p> <p>・この施設計画には、グランドだけで、花壇や植木などの公園というより計画図がない。西町公園はこの計画にははいっていない。 どこに、市民が日常生活の中に身近に感じられる空間として利用できる環境。今の計画は、「元気でスポーツができる市民」計画である</p>	<p>いただいた御意見も参考に、今後の取組を進めて参ります。</p> <p>基本計画の策定後も、設計段階での整備内容の具体化などを取り組むことを予定しているため、引き続き、適時・適切な情報発信・説明に努めて参ります。</p>
54	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>スポーツの意義は十分に承知しているが、FC 東京の練習施設が占める割合が多過ぎる。「する、みる、ささえ」は詭弁に聞こえる。気候変動、温暖化を少しでも食い止めるため、また調布市が掲げるゼロカーボンシティを達成するためにも、できる限り緑の保全をすべきである。</p>	<p>自由広場については、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)や雨水浸透、遮音、遮光、CO2削減など、グリーンインフラとしての観点からの有効活用を図ります。自由広場以外の部分についても、施設配置のバランスを取りながら、植栽の活用に配慮して参ります。</p>
55	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>数十年かけ、育まれてきた歴史ある樹木(自然)達の尊い命を…森林を…自然を…、人間の都合で勝手に伐採してはいけないと考えます。皆が癒され、楽しめる、自然公園で、残して欲しい。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
56	第3章 施設整備に関する基本的な考え方	<p>今計画のはじまりは国から調布市に基地跡地の有効活用を！と2003年に託され、市は都市公園として受け入れたとのこと。2008年に計画を策定したが、長年放っておかれたが、今夏急にFC東京のサッカー練習場にという話が持ち上がり、市民、議会への説明もおろそかにして今期決定、来期工事開始という乱暴なスケジュールと聞く。</p> <p>9月にオープンハウスで説明をうけたが、突然のことでのこと、その時言えたことは周辺住民の意見を尊重して決めてほしい！せっかくの緑の森を生かす形で計画を！人工芝などとんでもないということくらいでした。その後どれだけの意見交換があったのか？あまりの検討時間のなさに驚いています。</p> <p>ほぼ決定として市民、議会に伝える形は古いやり方です。世田谷区や杉並区などでは当然のこととして、当初から住民参加してものごとをきめています。</p> <p>調布でも駅前ひろば、ロータリーの建設の過程では、遅ればせながらも協議会で話し合い、歩みよりもあり、少しは前進しましたが、コロナ禍で市民参加も尻切れトンボとなり、反省しなくてはなりません。</p> <p>こうした経験をふまえ、今度こそキチンと情報公開と市民参加で市政を民主的なものにして前進させて下さい。</p> <p>使う人の立場を考え、皆で知恵を出し合えば、不満もなく良いことができます。一方的な上位下達で決めれば不満の元となります。税金のつかい方の問題でもあるのですから。</p> <p>又、今回はFC東京との契約関係も明確でなく、公開されていないとのことで、大問題です。情報公開は基本です。議会、市民、おきぎりで独走することは止めて下さい。大きな仕事はじっくり構えて、情報公開、市民参加の手づきを踏むべきです。</p> <p>そもそもこのような施設の利用計画について、市が独断で民間と契約を結ぶ、後から議会に報告などということが許されるのか？隣接する府中の同じ基地跡地利用については、オオタカはじめ希少生物を守るために市民、環境保護組織の意見をとり入れ、森をそのまま半分残すことに決めたとのニュースが入った。調布は環境破壊の開発オンリーで恥ずかしい。</p>	<p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する取組については、これまでの間、オープンハウスや市ホームページにのほか、地区協議会や自治会への説明などを通じて、市民の皆様への周知に努めて参りました。</p> <p>また、市は、都条例に基づく自然環境調査を実施しており、その結果を踏まえつつ、必要となる保全策を整理する予定です。</p> <p>今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p>
57	第4章 施設計画	人工芝はマイクロプラスティック汚染の大きな原因になることが知られています。また、PFAS汚染についても懸念されており、海外では、PFASを含む人工芝の使用を規制する動きが出ています。人工芝を使うことには反対します。	人工芝については、環境省が、マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。
58	第4章 施設計画	p.14 ③人工芝グラウンドについて。「FC東京からの提案では、当該施設についても、FC東京による利用が想定されている」と書かれていますが、FC東京からの提案書では、人工芝グラウンドは市の利用計画に示されている機能を確保する(つまり市民が利用する)ための施設として赤く塗られており、どこを見てもFC東京が使用することが読み取れません。なぜ市民利用がさらに限定的になるような、提案を超えた内容についても協議する必要があるのか理解できません。FC東京からの提案の通り、ここは市民利用のグラウンドということで良いと思います。	FC東京からの提案内容を踏まえ、人工芝グラウンドを利用することについて、市としても認識しているため、引き続き、協議を重ねて参ります。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
59	第4章 施設計画	<p>4.2 施設配置について。「都市公園における運動施設の面積割合や、現行の土地利用の制限など、想定される課題への対応や方策を整理し、必要な対応を図」るとあります。FC東京の提案をベースにすれば、運動施設が全体の面積の1/2を超えるため、明らかに都市公園条例に反することになります。「必要な対応」には条例改正も含まれるのでどうか。</p> <p>その場合、なぜ民間の提案に沿って、条例を曲げてまで市がこの計画を進めなければならないのか理解に苦しみます。市には一度立ち止まり、税金を払っている市民の声を丁寧に聞くところからやり直していただきたいです。</p>	<p>都市公園法施行令の規定により、「100分の50」の基準を十分に参酌したうえで、「地域の実情に応じて」市が条例で定めることとしています。市の条例では、運動施設率を「100分の50」と定めておりますが、現在取りまとめを行っている基本計画における施設配置イメージでは、防災・スポーツ・レクリエーション機能を有する都市公園として、運動施設率が「100分の50」を超える見込みです。このため、他自治体の類似施設における事例を参考にしながら、市は、運動施設率を緩和する方向で検討を進めています。引き続き、誰もが利用しやすい都市公園としての機能確保に留意して参ります。</p>
60	第4章 施設計画	<p>遊歩道を作つても、相当幅を広く取らないと、結局は運動施設を利用する人が中心の施設になってしまいます。遊歩道は武藏野の森公園くらい広く取り、公園としての機能を確保してください。</p> <p>今の図面では遊歩道の幅がまったく分からないので、是非が判断できません。</p>	<p>園路については、施設内の回遊性や西町公園等との連続性を確保する観点で、整備する施設の大きさに考慮しながら、配置して参ります。</p>
61	第4章 施設計画	<p>今でも週末などは、西町公園の出入り口は自転車でいっぱいになります。自転車置き場がどこにも描かれていませんが、拡充が必要だと思います。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、施設配置図等に駐輪場を明確にしました。駐輪場の設置にあたっては、利用者の安全配慮に努めて参ります。</p>
62	第4章 施設計画	<p>調布市の防災に関する考え方を、世の中へ発信するような、象徴的な施設計画を立てて欲しい。 調布飛行場の墜落事故現場にも近く、慰霊碑や再発防止を誓う碑などを建立してはどうか。 また、野川にも近い地域である為、近隣の人々が一時避難できるような設備があると良い。 ペット同室避難所が調布市には存在しないので、その第一号となる施設としても期待したい。</p>	<p>留保地に整備する施設の特性に応じて、災害時には、帰宅困難者への対応のほか、物資の備蓄・仕分けを行う倉庫を整備することで、物資の輸送拠点としての活用も見込んでいます。こうした考えを踏まえ、日常の公園機能の活用と併せて、大規模災害時の被災者等の支援において、実効性の高い機能を發揮する観点を踏まえた施設整備に取り組みます。このことも踏まえ、基本計画における施設整備に関する基本的な考え方において、大規模災害時の被災者等の支援において、実効性の高い機能を発揮する観点を踏まえた施設整備に取り組む旨を追記させていただきました。 なお、本件計画とは別に、災害時の避難所では、ペット同行避難の受け入れを行います。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
63	第4章 施設計画	天然芝フィールドは西側に南北に縦に並べ、天文台通り側に市民が使う施設を配置してほしいです。	留保地内に整備する各機能については、敷地の形状や施設内動線、西町公園との連続性、近隣の住環境への配慮などを総合的に考慮し、効果的で効率的な配置とします。
64	第4章 施設計画	テニスコートは2面か1面に減らし、予約をしなくともいつでも市民が使える場所ができるだけ増やしてほしい。 各コートに予約しなくとも使える時間帯を設けたり、一人で立ち寄っても使えるような工夫をしてほしい。	テニスコートは、市立スポーツ施設の中でも抽選倍率が最も高い(調布市スポーツ推進計画15ページ参照) <a href="https://www.city.chofu.lg.jp/documents/11458/chofu-sport-master-plan_all.pdf">https://www.city.chofu.lg.jp/documents/11458/chofu-sport-master-plan_all.pdf</a> ことから、留保地に整備するコート数については最大3面のコートを整備することを想定しております。また、テニスコートの利用について、現時点では原則他の市立テニスコートの運用と同様に予約制とし、利用料金收入を適切な施設の維持管理費に充てていく想定です。一方、市民ニーズを踏まえ、柔軟な運用についても検討して参ります。
65	第4章 施設計画	地域住民や来訪者が交流できるようなカフェみたいな場所があると家族で行きやすい。	(仮称)運動施設棟の中に、公園利用者が気軽に立ち寄れる休憩・喫茶機能等の設置を検討して参ります。
66	第4章 施設計画	トイレがあつたほうがいいと思います。(公園利用者としても)	スポーツ施設を含む公園利用者にとっての平常時の利用はもとより、帰宅困難者対策や一時避難者を想定した災害時にも利用できる機能を有するトイレの設置を検討して参ります。
67	第4章 施設計画	子どもの遊具だけではなく、大人用の健康器具があつたらいいと思います。	頂いた御意見は、設計の際の参考にさせていただきます。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
68	第4章 施設計画	子供達がキャッチボールができるように	留保地を活用して整備するスポーツ施設のうち人工芝グラウンドについては、保育園・幼稚園での利用なども想定しております。頂いた御意見を踏まえ、多目的コートについては、ボール遊びや子どもたちの活動にも供する運用を想定する旨を追記させていただきました。 また、南に隣接している西町公園との一体的な運用を目指して、連続性を考慮した広場空間を整備し、幅広い世代のふれあい・活動の場の創出を図ります。
69	第4章 施設計画	子供が水遊びが出来るといいと思います。	頂いた御意見につきましては、今後設計を進めるうえで参考にさせていただきます。
70	第4章 施設計画	整備予定地の南でキリスト教会、幼稚園を運営しております。 調布聖書バプテスト教会、こひつじ幼稚園予定施設の南側を側溝があり、水道局より甲州街道に東西に一方通行路が通っています。 コンサート・サッカー開催時に、大勢の歩行者、不法駐車で困ることが何度もありました。 つきましては、この施設の南側には、通路や出入口を作らす、現状のようなフェンスで通れない状況を維持して頂きたいと思います。 幼稚園の運営もあり、不特定多数の方が通り抜けることはできるだけ少なくなる方向でご検討をお願いします。	調布基地跡地留保地の活用による施設整備に当たり、近隣にお住まいの方を中心 に、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。 そのため、施設整備に関する基本的な考え方において、施設整備に当たっては、留保地の周辺に及ぼす影響(道路交通環境、歩行者等の安全性、騒音等)に留意するなど、幅広い視点を持ちながら取組を進めていくこととしています。
71	第4章 施設計画	FC東京が現在使用している小平市の練習グラウンドは、FC東京専用の天然芝グラウンド2面と、FC東京U-18が使用する人工芝のグラウンド(東京ガス武蔵野苑グラウンド)1面の合計3面あり、現在留保地に計画されているサッカーグラウンドと同じ内容です。小平市的人工芝グラウンドは市民利用も可能とされていますが、平日のみ、1回2時間、日中の3回、合計で1週間当たり30時間が開放されているのみです。グラウンド使用可能時間を週7日間、朝6時から夜10時までと仮定すると、合計112時間中、約4分の3は市民利用ができないグラウンドです。 しかも、もともと平日の昼間は、サッカー人口の中心である生徒・学生とFC東京U-18のメンバーにとって利用困難な時間帯です。学生でも利用しやすい平日の早朝夜間や週末がFC東京U-18に占有されると実際の利用機会はさらに限定されます。  これを踏まえて、調布市の留保地の計画に含まれる人工芝グラウンドの、具体的な市民利用の形態、時間帯、時間数はどのように想定されているのか教えて下さい。 調布市が人工芝グラウンドの整備主体となっていますが、それはなぜですか？ 小平市の実情を踏まえると、言い訳程度に「市民利用も可能」だとしても、実質的にはFC東京U-18を主要な利用者とする計画ではないのですか？ そのようなサッカーグラウンドが市民のために必要だと私は到底思えません。 調布市は、西町サッカー場という同じサイズの人工芝グラウンドを、近接する武蔵野の森公園内に保有しているのに、なぜ新たにもう一つ人工芝グラウンドが必要だと考えるのか？ 例え民間企業の提案が起点となって計画を策定するのだとしても、あくまでも市が主体的に事業計画を作り、そこで想定した市民利用を可能とする案に対して、民間が合意して参画するのが適切な流れのはずです。 どの程度市民が利用ができるのかさえ示されていないサッカーグラウンドを、緑を破壊して公共の公園の中に作るという計画に対して、パブリックコメントという形で市民の意見を聞くのは間違っているのではないか？	市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。 留保地に整備するスポーツ施設については、上記利用計画等に記載のスポーツ施設、具体的にはサッカー場、多目的コート、テニスコートとすることとしております。人工芝グラウンドについては、近年大学生を中心とした人気のラクロス、高齢者に人気のあるグラウンドゴルフのほか、保育園・幼稚園での利用など、サッカーの利用に限らない、幅広い世代における多様な用途での利用を可能とすることで、施設の有効活用につなげて参ります。その中で、市は、利用計画の実現と併せ、FC東京と連携した取組の効果なども期待しつつ、提案内容を踏まえた施設整備の実現に向かって、引き続き、協議を重ねて参ります。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
72	第4章 施設計画	<p>2. 調布飛行場隣接であることについて      現在財務省が有する国有地である留保地は、現状概ねが森林。更に東京都営調布飛行場(以下「飛行場」と言う)と隣接する場所にあります。今後方針に従った計画を実施した場合、飛行場の運営・安全対策・騒音対策等に多岐に亘り影響が出るものと推察し、その結果飛行場の運営・安全対策・騒音対策の変更また強化を強いることになる。結果としてそれらは飛行場周辺住民にも多くの影響を及ぼす、また新たな課題が発生することも容易に想像できます。      方針の策定段階、しかもドラフト段階からの飛行場管理者である東京都港湾局と調布市行政が綿密に情報共有化と協議を図り合意に至った後の方針の展開であることは調布市行政運営の必須条件であり、当該検討のプロセスが当然に行われたものと考えるのが極々自然。      上記事項の実施における両者間協議・合意の開示に至らない中でのこの方針の遂行は一旦中止すべきものです。      「開示要求事項」      上記を一般市民が把握できるよう、調布市は方針策定に至る初期段階(ドラフト段階)から方針確定までの間の東京都港湾局と調布市間の協議について(協議期日・概要・合意事項)について時系列的に開示すること</p>	<p>市における調布基地跡地留保地の活用による施設整備の取組内容は、東京都港湾局に対しても、適宜、説明を行っており、今後も引き続き、同様に対応して参ります。</p>
73	第4章 施設計画	<p>施設配置について、現在の豊かな樹木が自由広場以外はほとんど伐採されてしまうように思いました。樹木をもっと残した計画にしてもらいたい。環境保全、近隣住民の騒音や光害の防御のためにも、暑さ軽減のためにも、観覧者やスポーツ施設利用者のためにも、災害時の避難のためにも。駐車場まわりや天然芝フィールドの周りにも、樹木を残せないのでしょうか。      障害者スポーツの方も使える場所がなかなかないと聞きますので、ぜひ利用できるようにしてもらいたいです。      観覧者や公園利用者含めて、障害のある方も利用しやすいよう、車椅子駐車スペース(横から乗り降りする方用の横に余裕があるだけでなく、後ろからスローピーやリフトを出す方用の前後に長い駐車場が必要です)、介助ペッド付きの広いトイレを最低一ヵ所は整備してください。      災害時にも必要です。だれでもトイレか所でなんでも機能を盛り込むのではなく、車椅子から便座に移乗できる方のトイレやオストメイト、ベビーベッドは男女トイレそれぞれに設けるなど機能を分散してください。路面は車椅子でも移動しやすいようにしてください。芝生や砂利は移動困難です。      防災機能を有したスポーツひろばという点では、管理棟、運動施設棟や施設各所含めて、災害時も使えるような電気・水・トイレの機能を備えてください。太陽光発電、充電設備、雨水利用、浄水機能、また緊急的な災害時トイレだけでなく平時も災害時も使えるようなトイレの仕組みも探してもらえないでしょうか。      JFLとしても、気候変動対策に取り組んでいて、各チームが実践していると聞いています。このまま気候変動が進めば、暑さでサッカー自体ができないという危機感を共有していると感じました。残念ながら、FC東京の提案にそうした視点が見受けられませんでした(見落としているだけかもしれません)。FC東京に、気候変動対策、防災機能を盛り込むことを条件にするなど、ワインインになるようにできないでしょうか。</p>	<p>自由広場については、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)や雨水浸透、遮音、遮光、CO2削減など、グリーンインフラとしての観点からの有効活用を図ります。自由広場以外の部分についても、施設配置のバランスを取りながら、植栽の活用に配慮して参ります。留保地内に設置するトイレをはじめ各施設については、様々な方が、平常時はもとより、大規模災害時にも利用することを想定しながら、頂いた御意見を参考にさせていただきながら、適切な機能について検討して参ります。      市とFC東京は昨今の気候変動を踏まえた暑熱対策についてもまさに協議しており、計画策定後、設計の段階において、予算の範囲内ではありますが、対策についてしっかりと検討して参ります。</p>
74	第4章 施設計画	<p>災害対応について、具体策が示されてない。      どのような災害を想定して、どの地域の住民(人数)を対象に、一時避難・滞在エリアのスペースを見積もったか?その具体的な数値を公表すること。「物資集積エリア」も同様である。      なお、この計画ができるまでの現状の災害対応はどうなっていたのか?それでも間に合っているのだから、付け足しの計画のダシではないのか?</p>	<p>市は、平成20年3月に策定した調布基地跡地留保地利用計画を策定しており、土地利用の方向として、留保地を都市公園に位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととしており、この内容に基づき、国との協議を重ねてきました。      この間の災害対応については、「調布市地域防災計画」に基づいて進めており、現段階の対応について「調布市地域防災計画(令和6年修正)」  <a href="https://www.city.chofu.lg.jp/documents/4706/r6syusei-honnsatu.pdf">https://www.city.chofu.lg.jp/documents/4706/r6syusei-honnsatu.pdf</a>12~19ページ・390ページ記載の被害想定に対する対応を定めており、留保地における防災機能についても105ページに記載しています。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
75	第4章 施設計画	<p>この地域にはスポーツ施設が他にも多数ありますが、さらにこんなに必要でしょうか？テニスコートなどよりもっと森林を残したほうがいいと思います。人工芝はマイクロプラスチックや、PFASなど環境汚染につながるのでやめていただきたいです。</p>	<p>市民意見の聴取などを重ねたうえ、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定し、留保地を都市公園として位置付け、「防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園」としての活用を目指すこととし、この内容に基づき、土地所有者である国と協議を重ねてきました。</p> <p>留保地に整備するスポーツ施設については、上記利用計画等に記載のスポーツ施設、具体的にはサッカー場、多目的コート、テニスコートとすることとしております。人工芝については、環境省が「マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。</p>
76	第4章 施設計画	<p>・FC東京の計画に防災時備蓄倉庫などの防災視点を入れこんだだけの計画である。 ここまで、FC東京のグランドに市民がどれほど使用できるのか。交流イベント時ののみと思う。 市民が自由に使用できる施設は少ない。調布市民の憩いの場、自由に使える場にならない。 ・公園全体に既存木の有効活用と緑の保全に配慮したゾーニングとして、だれもが利用できる園路を整備しますとあるが、その緑の保全を押領した園路とはどこか 今まで、あつた大きな森林を切ることこのこの計画は反対です。 それでなくとも、調布基地跡地公園は、グランドばかりで、緑がない。この地の森林を残した計画を望む。 今あるこの地の森林が、調布飛行場の騒音・高速道路の騒音を軽減している。</p>	<p>自由広場については、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)や雨水浸透、遮音、遮光、CO2削減など、グリーンインフラとしての観点からの有効活用を図ります。自由広場以外の部分についても、施設配置のバランスを取りながら、植栽の活用に配慮して参ります。</p> <p>留保地の活用に当たり、植生の有する遮音の効果については承知しておりますが、近隣にお住まいの方を中心にして、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。留保地の活用による施設整備は、環境アセスメントの実施対象事業ではありませんが、市は、都条例に基づく自然環境調査を実施しており、その結果を踏まえつつ、施設整備に伴う影響を心配する声にも留意しながら、今後の取組を進捗させる過程と併行して、必要となる保全対策を整理して参ります。</p>
77	第4章 施設計画	<p>人工芝グラウンドは環境汚染の問題が懸念される。屋根(暑熱対策等)とあるが、暑熱対策に効果があるのはむしろ樹木である。</p>	<p>人工芝については、環境省が「マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。</p> <p>市とFC東京は昨今の気候変動を踏まえた暑熱対策についてもまさに協議しており、計画策定後、設計の段階において、予算の範囲内ではありますか、対策についてしっかりと検討して参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No	項目	意見	回答
78	第4章 施設計画	芝生など、何もなく、子どもたちが走りまわれる広い場所は、そのまま残してほしいし、なくさないでほしいです。	公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。
79	第4章 施設計画	<p>2. 開発計画の問題点</p> <p>2-①敷地内殆どの樹木が伐採されるように見え、自然保護の観点で望ましくない開発行為である      本素案の敷地約6万m<sup>2</sup>は国有地で、調布飛行場の滑走路の南側に面している。そのため高層建築物を建てることができず、一般人立入禁止となっていることから、手つかずの自然ともいってよい貴重な森となっている。人工林でありますから長い年月を経てほぼ自然と言ってよい森になっている連想されるのは明治神宮の森の様である。都内はおろか、関東平野部の市街地でこれだけまとまった自然森はもう残っていないのではないか。自然保護の観点では敷地の樹木の殆どが伐採される素案の計画は許されざる開発行為である。FC東京の練習場はプロトップ選手の練習施設であることから市民をシャットアウトして練習することが想定され、通常時には市民に開放されるものとは考えにくく、市民にメリットがあるような、もろ手を挙げて歓迎するような施設ではない。留保地の活用を理由に大量の樹木を伐採してサッカーフィールドやテニスコートを建設することが良いことなのか、そこから見直しが必要である。</p> <p>2-②マイクロプラスチックと人工芝の問題      マイクロプラスチックとは、大きさが5ミリ以下の微小なプラスチック。環境中の有害な化学物質を吸着する性質があり、誤ってのみ込んだ鳥や魚、ワニカメなどへの影響が懸念されている。世界各地の魚介類、水道水、食塩などから検出され、人の母乳や便からも見つかっている。環境調査会社ビリカが2020年度に国内120地点で実施した調査では、由来るのは人工芝25.3%、コーティング肥料16.2%、フィルム類10.4%。残りは繊維、シート類、発泡スチロールなどだった。ビリカは国内の年間流出量は140トン、うち人工芝は22トンと試算している(東京新聞より)。今回の素案では人工芝フィールド1面の他、フットサルコート3面、テニスコート3面部分で人工芝の採用の可能性がある。マイクロプラスチックが環境負荷を与えるといることは各種の研究から明らかになっていることであって、その中でも人工芝が原因となっていることが問題となっている。人工芝が環境に良くないと社会に認知が広がっている状況で敢えて人工芝が敷地の半分程度を占めるような施設を調布市が率先して開発を行うことは行政の取り組みとして恥ずべき計画である。</p> <p>2-③騒音      現在敷地の天文台通りを挟んだ東側の富士見町には住宅地が広がっている。FC東京の2面のサッカーフィールド、フットサルコート、テニスコートが整備されれば、スポーツ施設ということで、選手同士の掛け声、観客の歓声等、静寂な森とは真対に人間の活動から発せられる声や笛などの音が近隣住民に騒音となることが懸念される。</p> <p>2-④自動車交通      素案敷地の東側に駐車場の計画があるが、敷地東側は天文台通りとなっている。敷地脇の天文台通りから甲州街道へは1km未満で、バス通りでありながら片側1車線ずつの道路であるため、素案の通りに駐車場が完成すれば自動車の交通渋滞や駐車場出入口での事故リスクが懸念される。</p> <p>2-⑤光害      光害とは「良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響」(一社照明学会)をいう。素案では自然に近い森からサッカーフィールド施設が整備されることに伴い、屋外照明灯が設置されると思われる。以下、周辺在住の市民に対しては深刻な光害の発生が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路灯や防犯灯などの照明光が明るくて眠れない。</li> <li>・都市部の光が、大気中の水分や塵などで拡散されて夜空が明るくなることで、天体観測に悪影響を及ぼす。</li> <li>・道路灯などの街灯によって農作物が生育不良を起こす。</li> <li>・ゴルフ場やその他屋外施設などの照明による周辺への悪影響。</li> </ul> <p>2-⑥調布飛行場との関係      素案の敷地は調布飛行場滑走路に面しているため留保地とされ、これまで開発行為が行われていなかったと推測される。高層の建築物を建設できないばかりでなく、飛行機が離発着することで墜落や接触といった事故のリスクがあるからである。このリスクは実際に1980年には調布飛行場滑走路近くの調布中学校校庭への墜落事故、2015年には素案敷地のすぐ東側民家に飛行機墜落事故が発生している。飛行場の滑走路の離発着路の延長にあたる素案の敷地に関しては、万一でも飛行機事故が発生した場合に人命にかかる事故になる可能性が極めて高くなることが想定されることから、そもそも敷地に人を長時間留まらせるような施設を建設する開発行為は相応しくない。</p>	公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
80	第4章 施設計画	<p>4、この土地のあるべき姿とは          貴重な自然の森とも言える素案敷地は、人が入らない市街地の自然として今後も保全されることが調布市の市民にとって重要である。モノ言わぬ動植物の生態系は失ってからでは取返しがつかない。          4-①ゼロカーボンシティ調布との矛盾          調布市は令和3年(2021)4月2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを市議会とともに宣言している。調布市長はホームページ上で「我々が暮らすこの地球環境を良好な状態で次世代に残すため、調布市と調布市議会は手を携えて直面する気候変動の危機に立ち向かい、市民や事業者の皆様とともに、総力を挙げて、二酸化炭素排出実質ゼロを目指して参ります。」とコメントを表明している。          素案の敷地で市内の6万m<sup>2</sup>もの敷地全体でCO<sub>2</sub>を吸収することは、この脱炭素社会を目指す「ゼロカーボンシティ」施策と完全に矛盾する。ゼロカーボン(カーボンオフセット)はある日突然に達成されるものではなく、施策ひとつが脱炭素・ゼロカーボンの観点に沿うものかを都度チェックし対応させていかなければ到底達成などはできない。この点で二枚舌と言われるような開発行為は止め、樹木や生態系を保全するにはどうしたらよいか知恵を絞るべきではないか。          4-②樹木のもたらす環境性能について          樹木1本ごとのCO<sub>2</sub>吸収量については東邦レオガが2021年からサービス開始した「U-GREEN」システムによって樹木がCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を吸収する量や大気汚染物質を吸着する量などを評価できるようになっている。街路樹や公園の樹木などにおける現状の機能の他、伐採や植樹による変化をシミュレーションすることができるので、6万m<sup>2</sup>の樹木を伐採したらCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を吸収する量や大気汚染物質を吸着する量にどのように影響するか、調布市は必ずシミュレーションを実施して市民に公表していただきたい。          4-③隣市府中市では留保地の開発計画を見直し、オオタカの保護を明確化          隣市・府中市は府中市浅間町(東府中駅北1.3km)の米軍府中基地跡地留保地・米軍通信施設跡地の利用計画を令和7(2025)年5月に改定を行った。面積15万6千m<sup>2</sup>の半分を現状のまま保全するとしている。理由は東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、土地を保有する財務省関東財務局が自然保護調査を実施した調査報告書をまとめたことに起因する。この報告書の中に府中基地跡地留保地内に総計24種の希少動物の生息が確認され、東京都の保護上重要な野生植物種(レッドリスト)等に居続けられているオオタカの巣場及び繁殖が確認された。東京都開発許可の手引きによるとオオタカの巣場中心域とされる区域内での土地の造成や樹木の伐採は原則として行わないこととされている。隣の府中市ではオオタカ保護の観点で留保地の半分の樹木伐採をしないことと方針を変更したのにに対し、飛行場滑走路を挟むと3km程度しか離れていない調布市の留保地ではほぼ敷地全面で樹木伐採というは計画としては鳥獣等の生態系への配慮が皆無と言つてよいほどに対極的に見える。鳥類の生息観点では府中市・調布市の行政界など関係ないので、府中市の留保地から3km程度しか離れていない調布の素案留保地でも手つかずの自然が残っているため、相応の生態系があるものと推測される。調布市の留保地でも府中市と同様に自然保護調査を実施することで、野生生物の保護の観点で素案敷地の保全への施策の転換が求められることになるだろう。</p>	<p>公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
81	第4章 施設計画	「人工芝」は、マイクロプラスチックの大きな要因である。使用を控えるべきである。	人工芝については、環境省が、マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。
82	第4章 施設計画	「⑦(仮称)運動施設棟」に設けられるであろう部屋は、会議室など市民活動に利用できるものにすべきである。(参考)FCゼルビア町田の町田GIONスタジアムのように。	会議室については、会議での用途のほか、屋内運動空間の場としての使用も検討しております。
83	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	「5.3市民への情報提供・意見聴取、市議会、その他関係機関との協議・調整」とあるが、この点は全くおろそかになっています。FC東京からの提案ありきの計画で、市民参加は添え物、形だけになっていると強く感じます。とりわけ、開発計画の影響を強く受ける、近隣の富士見町、上石原などの住民には、計画策定よりもポスティング、説明会、意見聴取などを実施すべきです。オープンハウスだけで済ませないでもらいたい。緑がなくなること、騒音、光害、渋滞、違法駐車など、心配している方が多くいます。 説明会も様々な事情がある方がそれぞれ参加できるよう、平日日中と夜間、土日祝日の日中と夜間など、複数回開催し、一方的な説明ではなく、住民の不安や意見を丁寧に聞く必要があります。計画が進む都度、繰り返し、説明会、意見聴取を行ってもらいたい。資料も配置図などはカラーで印刷してください。基本計画案の閲覧も全ページ白黒でした。インターネットを見られない方もいます。閲覧場所は多くはないので、閲覧用や説明会資料やポスティングする場合は、せめて配置図などはカラー印刷してください。市の事業ですので、ネットを見られない方にも配慮した対応が必要です。 事前アンケート回答が1396人あって、比較的若い世代の方が多いことに驚きました。住民は高齢者が多い地域です。アンケートはWebが中心と思います。またFCサポーターやサッカーファンの意見と地域住民の意見には違いがあると思います。そうした属性にも配慮して、丁寧に意見をすくいとて、計画を改善してもらいたい。	これまでの間、アンケートやオープンハウスなど、市民の皆様との情報共有や御意見を伺う機会を設けることを通じて、御理解を得られるよう努めて参りました。今後も、本件取組については、様々な手続きを行つて、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時、適切な情報提供に取り組んで参ります。
84	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	管理責任や費用負担がどのようになるのか、気になります。国有地を市が購入する計画ですが、土地代についてはFC東京から借地料をとらないのでしょうか。練習拠点の施設整備費はFC東京とのことのようですが、人工芝グラウンドは共用になるようですし、何をどこまで費用負担するのか、「応分の負担を求める」だけでは、不透明です。市民の税金なので、明確にしてもらいたいです。管理も市民が使いやすい施設になるような管理体制が必要です。	施設の管理・運営に関しては、市による基本的な関与(市の意向の反映)を確保しつつ、一定の期間ごとに、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえて、運営状況を適切に検証し、必要な対応に繋げていくため、指定管理者制度の活用を基本に検討することが望ましいと考えています。費用負担の具体は、現在もFC東京と協議を進めていますが、基本計画の段階では、事業の全体像を示すことに重点を置いていたため、詳細な負担割合までは確定しておりません。また、負担割合については、実施設計の内容や運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせ、明確化していくたいと考えています。
85	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	大切な部分だと思いますが、とても分かりにくいです。	分かりやすい記載に留意しました。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
86	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	5.3「市民への情報提供や意見を伺う機会を設けることを通じて理解を得られるよう努めています」とありますが、市民のための施設を作るのですから、市民の意見を聞き、それを集約して反映させて作っていくのが本来のあるべきプロセスです。すでに市民意見を取り入れる余地はなく、ひたすら市民の理解を得ることが目指されているような表現になつていて違和感を感じます。「市民や地域住民の声を丁寧に聞き取り、FC東京側に市民や地域住民の思いへの理解が得られるよう努めています」という表現に改めるよう求めます。	調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、これまでも様々な機会を通じて、市民の皆さんや議会への説明等を行ってきた中で、様々な御意見等があると認識しております。引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。
87	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	土地の取得費が明確に分からるのはある程度仕方がないとしても、整備費がいくらかで、FC東京とどう分担するのか、財務省から無償で借り受ける土地をFC東京に貸すことができるのか、なぜFC東京が直接財務省から購入しないのか、「応分の負担」とはどれくらいのことなのか。重要なことがらの中に、分からぬことがありますので、この基本計画の是非を判断することができません。策定時にはもっと具体的な内容を記載してください。	施設整備費については、施設の機能や規模等の組み合わせによるため、実施設計の着手に合わせ、金額を整理して参りたいと考えております。 応分の負担について双方における負担については、単純な固定的割合や一律の金額ではなく、施設の利用想定や、用地取得費、施設整備費、維持管理費などのほか、FC東京が負担することによる地域貢献の効果などを総合的に勘案した対応を図るものと捉えています。 その中で、双方の負担については、最終的には市が判断主体として、FC東京との協議を重ねつつ、議会にも御相談の上、在り方を整理して参ります。 費用負担の具体は、現在もFC東京と協議を進めておりますが、基本計画の段階では、事業の全体像を示すことに重点を置いていたため、詳細な負担割合までは確定しておりません。また、負担割合については、実施設計の内容や運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせ、明確化していくきたいと考えています。 これらを念頭に置きつつ、市は、引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。 頂いた御意見を踏まえ、費用負担の考え方について、実施設計の内容や施設の管理運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせて整理する旨を加筆しました。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
88	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	<p>2016年に調布市が民間活力の活用に大きく舵をきったようだ。公民連携にシフトしている。その分、オープンハウスやパブコメといった市民参加の手法を取りながら、実情はこうして集められた市民の意見が計画そのものに生かされていると思えず形骸化している。今集めているパブコメの締め切りは11/13。計画はすっかり出来上がっており、(案)とされている計画も、1か月後の12月には決定版となる。市民の意見が生かされる時間も余裕もない。民間活力が強調され、それがFC東京の練習場で締められる理由にもなるのだろう。しかし、民間活力を詮れば、市民の意向や願い、施設に対する希望は無視されていいのだろうか。市民が求める施設より、お金を出す民間の意向や要望ばかりが通ることになるのか。それが、地方行政が行う事業なのか。それは、結局公共をすっぽり民間に丸投げということになり、公共事業の死滅につながるのではないか。官が民意を最優先に汲み取り、官民の関わりを調整しながら事業を進めるのでなければ、今後公共の意味をなさなくなると思われる。今の社会情勢をみると、行政も厳しい条件の中進めいかなければならないのは市民も理解するところだが、だからといって、公共事業を民間に丸投げ、あらゆることが民間ベースになっていくことに危惧を抱く。苦しい時だからこそ、その苦しいお家事情を財布の中身もオープンにし、市民にありつけた情報開示をして、その中でできる選択肢を市民と共に知恵を絞り、何を選択し何を捨てるのか市民とともに考え事業を進められるノウハウを、ここで、市民行政ともども学んでいくべきだ。民たよりに傾いていく行政の在り方は、つまり行政の意義そのものを捨てる事にもなると考える。今回のように、秘密裏に物事が進められるのも大変危険だ。どんなに言いい訳しても、市民から信頼を得られる進の万とは思えない。今後の公民連携の在り方には、この点十分考慮していくいただきたい。市長のサッカー場での観戦者へのお披露目が、公表の第一声というのも「なぜ」という疑問が拭い去れない。市報などを通して市民に周知したうえで公表すべきだろうし、いくらでもそうできただろうにと、しかし、ここまでできてなぜ市報にも知らせないのか。説明会も一切開かないのか。市民に閉ざされた行政の手法に失望している。否が応でもこの発表の仕方に異議を感じてしまう。このところの市報は、まるでどこかの新聞や雑誌・広報誌のようで、調布市独自の行政の計画の進捗や、行政の取り組みなど、市独自のニュースが見られない。この件もそうだが、途中経過や、行政の実態をもっと知らせるべきだし、そのためには市報を利用してほしい。決まったことも、より早く、まめに、QRコードを開かせるのではなく、紙面で分かりやすく知らせてほしい。今回の様に、「え、いつの間に決まったの?」とならないために。(実は決まったのではないということにも驚いた。)これは市民への情報公開不足であり、その手法に工夫が必要であり、本気の市民参加を行政として取り組んでいただきたい。結局、それがなければ、いくらお金をかけても、利用されない、使いこくい残念な箱のものになってしまう。そうならないために、面倒でも、真の市民参加手法を学んでいただきたい。それには、十分な時間をかけることも必要だ。これからは、ますます問題山積だからこそ、今その手法を身に着けていただきたい。まず、説明会は常に開きましょう。複数回。</p>	<p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する取組については、これまでの間、オープンハウスや市ホームページのほか、地区協議会や自治会への説明などを通じて、市民の皆様への周知に努めて参りました。今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
89	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	<p>パブリックコメントを求める前に以下の点に関する見解が示されるべきではないか      1)FC東京と調布市の費用の負担範囲、利用範囲の契約内容。      資料には「事業手法：施設整備は市とFC東京とで役割分担しながら対応」、「費用負担：FC東京が練習拠点となる施設を整備し、練習施設以外の施設整備は市が主体となって整備、FC東京への応分負担を求めるにより市財政負担を軽減」と書かれているが、「役割分担」や「応分負担」では具体性が乏しすぎて説明にならないのではないか？      FC東京の負担比率が大きければ、市民の要望が全面的に反映されなくても致し方ないが、市の負担比率が高ければ、市民が使えない範囲が増えることに賛成する市民は少ないはずである。正確な額は出せないとしても、どのような算定方法で双方の費用負担を計算するのか、市民は何をどのくらい利用できるのか示されていないのに、どうやって計画内容の是非を判断しようというのか？</p> <p>[事業手法]の「施設整備は市とFC東京とで役割分担しながら対応」が何を指しているのかが不明。FC東京は調布市とスポーツ公園計画のコンサルタント契約をするという意味なのか？      味スタでの発表から現在までの経緯を見る限り、計画主体はFC東京で、あたかもFC東京に対して調布市がおねだりをする構図のように見えてしまい失望する。</p> <p>「費用負担」      FC東京は土地購入費用の負担をしないのであれば、なおさら土地使用料の算定方法や概算額、契約形態を市民に示すべきではないか？「FC東京が練習拠点となる施設を整備し、練習施設以外の施設整備は市が主体となって整備」とあるが、FC東京が費用を負担するのは専用の天然芝グラウンドとクラブハウスの建設費のみと考えてよいのか？      であるとするとその他の公園計画に関して費用負担のないFC東京の意見を聞く必要があるのか？      指定管理者制度はあるが、管理対象は公園全体なのか、あるいはFC東京が使用する施設に限定されるのか？      指定管理者制度は、通常プロポーザル形式あるいは入札で選定し、特命で指定することが適切なのか？      契約期間は何年間となるのか？      「各種補助金の最大限の活用、FC東京への応分負担を求めるにより市財政負担を軽減」と書かれているが、「応分負担」をどのように考えるのかが示されていない。      負担の算定根拠を示し、一民間企業への利益供与とはならないことを証明しなくてはならない。そのような基本情報さえ示さずパブリックコメントをすれば市民を共犯者にしかねない。</p>	<p>費用負担の具体は、継続的にFC東京との協議を行っています。施設整備に関する基本計画の段階では、事業の全体像を示すことに重点を置いていたため、詳細な負担割合までは確定していません。また、双方の負担割合については、実施設計の内容や運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせ、明確化していくことを考えています。</p> <p>調布基地跡地留保地を活用して整備する施設は、市が設置する都市公園として位置付けるため、様々な観点を踏まえ、管理運営については、指定管理者制度の活用を基本に検討していくことが望ましいと考えており、施設全体について、効率的かつ効果的に維持管理する手法について検討して参ります。</p>
90	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	国有地の払い下げにおいて、土壤汚染などのリスクがあれば、森友学園のように取得費用の値引きができるのではないか？	調布基地跡地留保地について、市としての取得及び無償借用に向けた財務省との協議等は、現在も継続中となっています。
91	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	指定管理手法をとるなら、指定管理者はFC東京以外考えられないと思いますが、それは入札の公平性などから問題があるのではないかでしょうか。また、FC東京が指定管理者になったとしたら、施設の活用がFC東京にとっての都合が優先され、市民利用がどこまで補償されるのかに不安があります。市税をつき込んでの事業がいち民間企業に有利になるというのは、都市公園の活用として健全なのか大いに疑問です。	公の施設の管理運営については、公共性の確保を前提に、市民サービスの維持及び向上を図るとともに、地域の安定的及び継続的な発展を目指すことを基本とし、各施設の設置目的及び役割等を踏まえ、市民サービスの維持及び向上、管理運営の効率性及び経済性、地域コミュニティの醸成、協働の推進、雇用の確保、地域経済の発展等の要求水準に加え、市が指定管理者に期待する事業者等としての社会的責任、地域貢献等の観点を総合的に判断し、指定管理者制度の導入を進めるものとします。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
92	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	<p>急に持ち上がった計画であり、市長は市が整備する述べたが、その計画の財政経費がいくらなのか。      計上されていない。何十億円するのではないか。      国有地をいくらで市が購入するのか、その予算もわからない、スキーム？を活用？      そのスキームが活用できなければ、いくらで購入するのか。      また、FC東京にどこまで、負担してもうかも協議されていない事業。FC東京のグランドのために市民の税金が使われるか。      FC東京にとって、調布からも便利な立地、一等地のこの地をFC東京に渡すのは市民として反対。      この時点でのクラウドファンディングなどを通じた寄附等を受け止め？対応を考える？      事業見通しが立っていない概算事業費に反対。      これから今存続している公共施設も老朽化していく、学校もきれいにしてほしい。</p>	<p>留保地の取得費は、国との見積合せになるため、詳細をお示しする段階ではないと考えております。      また、施設整備費については、施設の機能や規模等の組み合わせによるため、実施設計の着手に合わせ、金額を整理して参りたいと考えております。      管理運営費も同様に、今後の管理方式によって変動することが考えられるため、その検討と併せて整理して参ります。</p>
93	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	管理指定者制度は公平な入札で実施するものと期待する。	公の施設の管理運営については、公共性の確保を前提に、市民サービスの維持及び向上を図るとともに、地域の安定的及び継続的な発展を目指すことを基本とし、各施設の設置目的及び役割等を踏まえ、市民サービスの維持及び向上、管理運営の効率性及び経済性、地域コミュニティの醸成、協働の推進、雇用の確保、地域経済の発展等の要求水準に加え、市が指定管理者に期待する事業者等としての社会的責任、地域貢献等の観点を総合的に判断し、指定管理者制度の導入を進めるものとします。
94	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	この留保地の利用計画による、調布市の費用便益比(B/C)はどれくらいか？	調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、市の費用便益比を算出する予定はありませんが、市においては、各種補助金等の最大限の確保やクラウドファンディングの活用など、市の負担を極力抑制するため、様々な財源確保策に取り組むほか、段階的な整備の可能性についても協議するなど、長期的な財政リスクを最小化し、市財政の健全性を維持する観点も踏まえた対応を検討して参ります。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
95	第5章 事業手法・費用負担等の考え方	<p>この留保地の利用計画により、FC東京の費用と収益はどれくらいを見込んでいるか？</p> <p>これが公に示されないと、調布市とFC東京の「癒着」の疑いは残る。</p>	<p>費用負担の具体は、継続的にFC東京との協議を行っています。施設整備に関する基本計画の段階では、事業の全体像を示すことに重点を置いていたため、詳細な負担割合までは確定していません。また、双方の負担割合については、実施設計の内容や運営方法にもよるため、取組の進捗に合わせ、明確化していきたいと考えています。</p>
96	第6章 想定事業スケジュール	<p>想定事業スケジュールがかなり短い。7月に発表され、今年度中に基本計画・実施計画を始め、来年度には用地取得、工事に入ることになります。ここにも、市民不在でFC東京の事情・計画ありきで、進めていることが伺われます。もっと余裕をもったスケジュールにしてもらいたい。仮にこのスケジュールで進めるとしても、Q1に書いたように、とくに影響を受ける近隣住民への説明、意見聴取を必ずその都度実施して、必要な改善をしてください。</p>	<p>FC東京においては、市との連携に当たって、施設整備・活用のスケジュールを非常に重視していました。市としてもそのことを踏まえて検討し、令和10年度までに対応できる可能性を見出すことができたことを踏まえ、取組の想定スケジュールを整理しました。</p> <p>また、今回の取組においては、相手方との協働のタイミングを合わせることが、取組の実現性を高めるとともに、市の財政負担の軽減にもつながること、一方で取組スケジュールの長期化は、留保地利用計画の実現につながるFC東京との連携機会を逸する懸念があることなどを総合的に考慮して、考え方を整理しました。これらのことを踏まえ、様々な要素を同時に並行で整理することにより、留保地利用計画の実現に向けたFC東京との連携による取組を進められるよう努めております。今後も、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。</p>
97	第6章 想定事業スケジュール	<p>事業計画が前置きなく急遽立ち上がっています。関係団体との綿密な調整を実施し、運用段階での問題がなるべく起きないように配慮くださいよう、よろしくお願いいたします。</p>	<p>本事業については、市民への情報提供や意見を伺う機会を設けることを通じて理解を得られるよう努めています。</p> <p>また、議会との関係においても、適宜、必要な情報共有し、本事業に関して議決をする案件については、議会の判断を仰ぐなど、適時適切な対応に取り組みます。あわせて、用地取得に関する財務省をはじめとする関係機関との協議・調整を慎重に進めています。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
98	第6章 想定事業スケ ジュール	なぜ令和10年度にはFC東京がグラウンドの使用を開始しなければならないのか、理由を記載してください。	<p>FC東京においては、現在の練習施設に課題を抱えていることから、施設整備・活用のスケジュールを非常に重要視しているものと捉えています。市としてもそのことを踏まえ、取組の想定スケジュールを整理する中で、令和10年度までに対応できる可能性を見出すことができました。</p> <p>また、今回の取組においては、相手方との協働のタイミングを合わせることが、取組の実現性を高めるとともに、市の財政負担の軽減にもつながること、一方で取組スケジュールの長期化は、留保地利用計画の実現につながるFC東京との連携機会を逸する懸念があることなどを総合的に考慮して、考え方を整理しました。</p> <p>これらのことを踏まえ、様々な要素を同時に並行で整理することにより、留保地利用計画の実現に向けたFC東京との連携による取組を進められるよう努めてあります。</p>
99	第6章 想定事業スケ ジュール	<b>基地跡地留保地の活用</b> 25年6月にFC東京から留保地提案から8月に市議会へ説明8月10日に味スタで計画案発表。 市民へは、オープンハウス3回ほど、パブリックコメントを1カ月ほど 의견聴取。 市報でしつかり説明しましたか？市民説明会を開きましたか？なのに計画はしつかり立てられ 12月中には完成予定図完成、用地取得に入り、26年度後半には工事開始、2028年度には供用開始 となっている。地元地域では色々要望があるのに、市民の声も聞かず計画がどんどん進められようとしているけど、サッカー場はすぐ北にあるし、サッカーコート、スポーツコートばかり作ってもと思う。 都市に少ない緑、返還から60年？以上経ち豊かな森となつている留保地の緑やたらと伐採して欲しくないし、一民間企業にのみ優遇して良いものか疑問です。都市公園なので幅広い市民が利用できる施設としてもらいたいと思います。	<p>これまでの間、アンケートやオープンハウスなど、市民の皆様との情報共有や御意見を伺う機会を設けることを通じて、御理解を得られるよう努めて参りましたが、今後も、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。</p> <p>公園は、幅広い年代の市民にとって、多様な活動の拠点となるものであるため、遊具やグラウンド、ベンチ、駐車場、トイレのほか、植栽や花壇など、都市公園の機能を生かし、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指して参ります。</p> <p>また、自由広場を中心には既存の植栽も活用しながら、施設の整備に取り組んで参ります。</p>

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
100	第6章 想定事業スケジュール	<p>FC東京の提案書のタイムテーブルには、調布市のスケジュールと並行してFC東京のスケジュールが記載されている。下段に書かれたFC東京分のスケジュールは8月の発表と同時に「基本設計・実施設計・開発手続き関連・建築確認申請」、上段に書かれた調布市分のスケジュールは手続き期間が多少異なるものの、着工は令和8年第3四半期と記載されている。さらに全体の運用開始時期も明記されている。このタイムテーブルを見る限り、FC東京は自ら負担する範囲に関して、行政や市民の意見聴取し調整する時間をまったく想定していない。</p> <p>1)この発表内容は調布市によってオーバーライズされたものなのか？      2)あくまでもFC東京の想定に過ぎず、調布市の考え方はこれに縛られないということを発表の場で述べたのか？      3)FC東京分も含め、現時点でのスケジュールの扱いはどうなっているのか？      4)非公開で検討が進められた分、計画が公開された後は市民意見の聴取と反映のために相応の時間を確保すべきではないのか？      5)調布基地跡地留保地施設整備基本計画(素案)へのパブリックコメントが、具体的な内容の示されていない「基本設計」着手への承認手続きのように位置づけられている。      6)8月のFC東京の計画発表直後から「基本設計・実施設計」が開始される12月まで、市民の意見を聴取し基本計画に反映させるための時間は最大でも4ヶ月を切るが、議論を成熟させるのに十分な長さだと考えているのか？      7)抽象的な理念や図式を示した基本計画を策定した後に、いつ具体的な計画内容に関する市民意見を聴取して設計に反映させるつもりなのか？      8)この極めて判断材料の乏しいパブリックコメントを基に現在の素案を改訂した基本計画策定を11月末までに終わらせ、12月から基本設計・実施設計を行うことなどになっているが、パブリックコメントの回答期限が11月13日なので、正味2週間でパブリックコメントをまとめ、市の見解と返答を書き、さらに集まった意見を計画に反映させなくてはならない。このための期間を2週間しかとらないスケジュールを作ったのはどのような理由によるのか？      9)市民のために公共の予算を使用して施設整備をする際に、民間企業のスケジュールに忖度するようなことがあってはならないはずだが、なぜこれほど拙速な進め方をする必要があるのか？      10)基本設計・実施設計・積算・入札・用地取得手続きのために確保された期間も、わずか9ヶ月間しか確保されておらず、6ヘクタールの公園を計画する時間として常識的なスケジュールとは考えられない。運用開始時期が確定しているのだとすると、オープンハウスやパブリックコメント等の市民意見の聴取は形式的な手続きに過ぎず、実質的な設計は既に終わっていると想像するのが自然。このような不信感を抱かせるような進め方についてどのように考えているのか？</p>	<p>FC東京においては、市との連携に当たって、施設整備・活用のスケジュールを非常に重要視していた中で、市としても令和10年度までに対応できる可能性を見出すことができたことを踏まえ、取組の想定スケジュールを整理しました。</p> <p>今回の取組は、FC東京との協働のタイミングを合わせることが、取組の実現性を高めるとともに、市の財政負担の軽減にもつながること、一方で取組スケジュールの長期化は、留保地利用計画の実現につながるFC東京との連携機会を逸する懸念があることなどを総合的に考慮して、考え方を整理しました。</p> <p>これらのことを踏まえ、様々な要素を同時並行で整理することにより、留保地利用計画の実現に向けたFC東京との連携による取組を進められるよう努めています。なお、財務省との関係においても、既に提出している利用計画に基づき、取組を着実に進める必要があると認識しています。</p>
101	第6章 想定事業スケジュール	<p>この計画は、どこで決まったのか。</p> <p>今年、令和7年8月10日に市長から急にFC東京・センターに発表され、その後調布市のHP計画に発表された。それから1か月もたたないうちに、9月オープンハウスが開催された。</p> <p>その後のこの基本計画(素案)が発表された。その中身は、FC東京からの提案とのこと。</p> <p>この事業は、市民に周知されていない。市民を入れて協議会等の検討もされていない。</p> <p>また、本計画における国有地(留保地)の取得に関する調布市と財務省との協議等は継続中であり、実際の取得時期等は現時点未定と記載されている。</p> <p>この事業に反対する。事業スケジュールには、反対する。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、市は、これまでも様々な機会を通じて、市民の皆さんや議会への説明等を行ってきた中で、様々な御意見等があると認識しております。引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
102	第6章 想定事業スケジュール	<p>事業スケジュールについて            FC東京からの提案や協議により示されてきた内容と捉えますが、市民の代表である市議会への説明が不十分ではないかと感じます。先ずは市議会への説明と理解を踏まえたスケジュールとなるべきではないでしょうか。市民として議会軽視を感じざるを得ません。市長の独走と捉えられても仕方ないようなスケジュールではないかと感じています。進め方については見直しか必要なのではないでしょうか。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、これまでも様々な機会を通じて、市民の皆さんや議会への説明等を行ってきた中で、様々な御意見等があると認識しております。現在、とりまとめている施設整備に関する基本計画の策定後も、設計段階での整備内容の具体化のほか、詳細な事業費の積算、FC東京との役割分担の整理、用地取得をはじめとする各種手続、財源確保の取組などについては、各段階を経て、議会の御判断を仰ぐことになります。これらを念頭に置きつつ、市は、引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。</p> <p>FC東京においては、市との連携に当たって、施設整備・活用のスケジュールを非常に重視していました。市としてもそのことを踏まえて検討し、令和10年度までに対応できる可能性を見出すことができたことを踏まえ、取組の想定スケジュールを整理しました。</p> <p>また、今回の取組においては、相手方との協働のタイミングを合わせることが、取組の実現性を高めるとともに、市の財政負担の軽減にもつながること、一方で取組スケジュールの長期化は、留保地利用計画の実現につながるFC東京との連携機会を逸する懸念があることなどを総合的に考慮して、考え方を整理しました。</p> <p>これらのことを踏まえ、様々な要素を同時に並行で整理することにより、留保地利用計画の実現に向けたFC東京との連携による取組を進められるよう努めております。</p>
103	第6章 想定事業スケジュール	<p>1. 開発計画経緯の問題            令和7(2025)年8月10日に味の素スタジアムで開催されたFC東京の味の素スタジアムでのホームゲーム「調布市制70周年記念 Day」において、スタジアムの観客を前に調布市市長とFC東京が一緒に発表した調布基地跡地留保地のFC東京練習場建設は、市民はおろか、市議会議員にも知らされておらず、秘密裏に計画が進められていた。令和7(2025)年9月5日と翌6日に調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関する基本的な考え方に関するオープンハウスが開催された。市は説明会ではなく、オープンハウスを開催したが、このオープンハウスという手法は市の考え方をパネル展示し、参加者はパネル展示の資料から質問事項を探して聞くという方法である。説明会と違って他の参加者が発言した問題が共有されたり、全ての質問が議事録として残り、市が説明会の場で回答できなかつたを持ち帰つたり、改めて検討することになった内容などが何だったかなど、市民には伝わりにくく、オープンハウスは説明会の追加の周知として実施するならよいか、本来市民への周知としては代替にならないものである。更に令和7(2025)年10月17日と10月18日に調布基地跡地留保地施設整備基本計画(素案)(以下素案)に関するオープンハウスが開催された、9月の「考え方」のパネル展示と10月の「素案」で            5/2            は、FC東京が優先使用する天然芝サッカーコート2面以外の図面上の土地利用予定が大幅に変更されていた。初回の発表後1月後の資料からわずか1ヶ月でそこまで大幅に変わるものなのかという変化内容である。そこから見えるのは議会を含めた市民を置いてきぼりに計画を進めようとする調布市の姿勢、いつのまにか計画内容が大幅に変わっており、「だまし討ち」と言ってような進め方である。このような市民無視の進め方で令和10(2028)年6月供用開始という急ピッチのスケジュールで開発が進められることは市民として認めるることはできない。</p>	<p>FC東京との連携による、調布基地跡地留保地の活用による施設整備については、FC東京における社内での検討・調整状況などを考慮する必要があったことや、用地取得に向けた財務省との協議を丁寧に進めていく必要性などを踏まえ、情報管理を行いながら、協議・調整を行って参りました。また、市は、長年実行に移せていなかった留保地利用計画の実現に向けて、FC東京との情報の取扱いの確認も含めて、慎重な対応に留意する必要がありました。こうしたことから、本取組を市民の皆さんにお知らせする時期については、市として思慮を重ねた結果、本年8月のタイミングとなりました。</p> <p>本取組は、複数の協議の相手方との調整において、秘匿性が高い内容も含まれていることから、情報の取扱いも難しい対応を要する案件であると認識する中で、市として様々な状況を総合的に考慮しながら対応を図っています。</p> <p>今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
104	第6章 想定事業スケ ジュール	<p>5.今後の進め方</p> <p>令和10年の供用開始は調査・市民への説明ともに不足しており、拙速であるため、検討スケジュールを直ちに見直すべきである。また、以下①～⑧を実施して素案敷地を保全すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民にオープンハウスではなく、説明会を開催して、市民と問題点を共有すること。</li> <li>②市民に対しての現地見学会を開催して、現況がどうなっているかを公開すること。</li> <li>③現地に人を入れていないことから現況がどのような樹木、植生、動物の生態があるか不明であるため、自然にかかる専門家の調査をすること。</li> <li>④開発行為が周囲に与える影響について、自然保護調査を実施すること。</li> <li>⑤開発行為が周囲に与える影響について、環境アセスメント調査を実施すること。</li> <li>⑥特に樹木伐採とCO2吸収量への影響は「U-GREEN」により具体的な影響量を算出すること。</li> <li>⑦FC東京小平練習場の移転後の利用計画と合わせ、FC東京に小平・調布の開発全体スキームを明らかにさせること。</li> <li>⑧調布市は2050ゼロカーボンシティとの施策の矛盾が生じることを認め、素案の計画を白紙とすること。</li> </ul>	<p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する取組については、これまでの間、オープンハウスや市ホームページにのほか、地区協議会や自治会への説明などを通じて、市民の皆様への周知に努めて参りました。今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p> <p>また、現場の見学については、留保地が現時点において財務省の所有地であることから、用地取得後に、実施の必要性を判断して参りたいと考えています。</p> <p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備は、環境アセスメントの実施対象事業ではありませんが、市は、都条例に基づく自然環境調査を実施しております。その結果を踏まえつつ、施設整備に伴う影響を心配する声にも留意しながら、今後の取組を進捗させる過程と併行して、必要となる保全対策を整理して参ります。</p> <p>ゼロカーボンシティ調布の実現に向けた取組については、市全体で取り組むものとして、いただいた御意見も参考に、調布基地跡地留保地における今後の施設整備の検討を進めて参ります。</p>
105	第6章 想定事業スケ ジュール	<p>6.想定事業スケジュール</p> <p>「令和7年度 基本計画策定、基本・実施設計」から「令和10年度 竣工(*第一四半期に供用開始予定)」までの想定事業スケジュールは「拙速」である。</p> <p>土地取得費150億円(公園として利用する場合の調布市の負担が50億円)の巨額の事業費を要するにかかわらず、市長とFC東京で作られた計画を押し付ける進め方は、市民、とりわけ地元住民を無視し、また、市議会での十分な審議を保障しないもので、非民主的である。</p>	<p>施設整備に関する基本計画の策定後も、設計段階での整備内容の具体化のほか、詳細な事業費の積算、FC東京との役割分担の整理、用地取得をはじめとする各種手続、財源確保の取組などについては、各段階を経て、議会の御判断を仰ぐことになります。これらを念頭に置きつつ、市は、引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。</p>
106	その他	<p>3. FC東京小平グランド(東京ガス武蔵野苑グラウンド)との関係</p> <p>現在のFC東京の練習場である小平グランドについて、調布に移転後の利用計画はどうなっているのか。FC東京小平グランド(東京ガス武蔵野苑グラウンド)に開発計画があつて調布市が間接的に助けているという図式になつてはいなか。FC東京に資金計画を含めた小平市側と・調布市側の開発全体スキームを明らかにせざることが必要である。現練習場のある小平市のホームページによると、「小平市は、市内に練習場があるサッカーJ1に所属するプロサッカーチームのFC東京に対し、小平市大沼町の練習場で活動を開始した平成14年(2002年)に、市民のスポーツ振興の一助として活用いただくことを目的に出資金100万円を拠出しており、そこからホームタウンとして応援しています。また、平成31年(2019年)3月20日には、小平市及びFC東京が、これまで積み重ねてきた協力関係を一層強化し、発展させるとともに、包括的な連携のもと、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、協力して相互の発展と充実を図ることを目的に、「小平市と東京フットボールクラブ株式会社との包括連携に関する協定」を締結し、さらなる連携の強化が図ってきました。」とあり、小平市にとってはFC東京の練習場を通じた繋がりが突如絶たれる事態である。民間のサッカーチームとはいえ、小平市が出資している地元チームとして20年以上にわたって応援してきたことに対し、小平市、小平市民への配慮が感じられない。</p>	<p>FC東京は、現在の練習施設における課題解決を図る観点も含め、市と連携して留保地を活用した施設整備を検討することになったと認識しております。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
107	その他	飛行場に隣接する飛行ルートの下に都市公園を設けるのは、墜落や飛行機部品等の落下などのリスクがあり、好ましくない。	いただいた御意見も参考に、今後の取組を進めて参ります。 あわせて、市における留保地の活用による施設整備の取組内容は、今後も引き続き、東京都港湾局に対しても、適宜、説明を行って参ります。
108	その他	この留保地の利用にあたっては、第三者の学識経験者や市民からなる検討委員会にて慎重に審査すべきである。 このまま計画が強行されると、「市長とFC東京による国有地の私物化」との誹りを受けるであろう。	調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、これまで様々な機会を通じて、市民の皆さんや議会への説明等を行ってきた中で、様々な御意見等があると認識しております。現在、施設整備に関する基本計画の策定後も、引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。
109	その他	「FC東京」は、熱狂的なファンには「命」かもしれないが、公共の立場からは、私的なものに過ぎない。「癒着」を思わせるような関係は慎み、公私の区別をしっかりとつけること。	FC東京と市は、平成11年のクラブ創設と同時に双方の連携関係をスタートさせて以降、これまでの間、市内におけるスポーツ振興をはじめ、多岐にわたる分野で連携事業の実績を重ねる中で、強いパートナーシップを築いてきました。FC東京との連携による留保地の活用は、調布のまちづくりに多面的な効果をもたらし、まちの附加価値をさらに高める好機になると想っております。今後も、ホームスタジアムがある自治体として、連携した取組を行って参ります。
110	その他	現状、この留保地(手付かずの雑木林?)からの受益、あるいは、今回の開発で失われる損失は、具体的にどのくらいの額になるのか?	現時点においても国有地である留保地については、平成20年3月に調布基地跡地留保地利用計画を策定したものの、利用計画策定以降の大きな財政需要や社会経済情勢の変化等への対応を図る必要があり、利用計画の実現には至っていませんでした。そうした中、本取組において、FC東京の練習拠点となる施設を整備することは、選手やスタッフが日常的に調布のまちを訪れ、活動することとなり、それらに様々な形で関わる人も増えることで、地域におけるにぎわいの創出や活気の高まりにつながることが期待されます。 留保地の取得費は、国との見積合せになるため、詳細をお示しする段階ではないと考えております。 また、施設整備費については、施設の機能や規模等の組み合わせによるため、実施設計の着手に合わせ、金額を整理して参りたいと考えております。 管理運営費も同様に、今後の管理方式によって変動することが考えられるため、その検討と併せて整理して参ります。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
111	その他	<p>周辺の居住者は、騒音、交通量増加などにより、生活環境が悪化すると思われる。周辺住民の懸念に対して、根拠のある具体的データを示し、丁寧な説明を行い、納得してもらっているか？通り一遍の説明会やオープンハウスを行って、「合意を得た」などと勝手な解釈をしていないでしょうね。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に当たり、近隣にお住まいの方を中心には、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。</p> <p>そのため、施設整備に関する基本的な考え方において、施設整備に当たっては、留保地の周辺に及ぼす影響(道路交通環境、歩行者等の安全性、騒音等)に留意するなど、幅広い視点を持ちながら取組を進めていくこととしています。</p> <p>調布基地跡地留保地の活用による施設整備に関して、これまででも様々な機会を通じて、市民の皆さんや講会への説明等を行ってきた中で、様々な御意見等があると認識しております。今後も、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供を取り組んで参ります。</p>
112	その他	<p>森の木を残して、アミノバイタルフィールドや武藏野の森公園の既存のサッカー場を再整備してFC東京の練習場、クラブハウスにすると良いと思います。</p> <p>木々は調布市の空気を美しく爽やかにして超温暖化している夏を少しでも抑える役割をしています。たくさんの鳥たちの憩いの場でもあります。</p> <p>何年もかけて育った木々を切ってしまうと、その回復、失った環境を取り戻すのに何十年もかかります。私たちの子孫に美しい森を残していくべきです。</p>	<p>自由広場については、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)や雨水浸透、遮音、遮光、CO2削減など、グリーンインフラとしての観点からの有効活用を図ります。自由広場以外の部分についても、施設配置のバランスを取りながら、植栽の活用に配慮して参ります。</p>
113	その他	<p>FC東京の練習場を作ると盛大に発表しておられましたが、調布市民全員がFC東京を応援し、受け入れている訳ではありません。味夕周辺には沢山の木々がおいしげり、そこにはたくさんの昆虫や鳥、草花があります。とても素晴らしい自然がそこにあります。あの場所で小さなキツツキ(コガラ)を見つけたときは感動しました。そのたくさんの中や草花を切りたおし、FC東京を応援している人だけが歓迎する練習場を作ることは、調布市民全体のことを考えて行う事業だとは全く思えません。大反対です。むしろあの自然を守り、調布は緑豊かで自然あふれる市としていくべきです。調布駅周辺も元からある木を切つて、新しい木を植えるというわけのわからないことをしていますが、そんなに木を切りたいのですか？何かあるとしか思えません。</p>	<p>自由広場については、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)や雨水浸透、遮音、遮光、CO2削減など、グリーンインフラとしての観点からの有効活用を図ります。自由広場以外の部分についても、施設配置のバランスを取りながら、植栽の活用に配慮して参ります。</p>
114	その他	<p>FC東京のグラウンドを造るのは悪くはないが、府中市のように大学や大学病院を基地跡に誘致してほしい。(東京女子医大や美大、理工系大学など。)</p> <p>その方が街の人口も増加する要因になるし、市民生活の向上にも大きく寄与すると考えられるので。国や都の公共施設・研究施設の誘致もいいと思う。</p> <p>また、調布飛行場はなぜ調布空港という名称にならないのでしょうか。「飛行場」と「空港」には行政的に特に区別が無いと聞きます。地方の同等の空港は「空港」と名乗っているところもあります。</p> <p>あの広い土地を有効活用するためには、飛行場を全面返還してもらって商業施設などを誘致した方が街が活性化すると思いますが(立川市のように)「飛行場」という名称だと、知名度が低いようで、利用者が増えないのでないか。都民ですら調布に空港があること自体知らない人が多い。しばらくは飛行場が無くならないから、もっと経済効率を高めるために「空港」に名称変更すべきではないか？</p>	<p>御意見として承させていただきます。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
115	その他	<p>数年も手がついていない森林を大切のしてほしい。 スポーツ施設はたくさんある、他市にもある。 みどりあふれるまち調布。であってほしい。 この早急な計画に反対する。</p> <p>今年、令和7年8月10日に市長から急にFC東京・サポーターに発表され、その後調布市のHP計画に発表された それから1か月もたたないうちに、9月オープンハウスが開催された。 その後のこの基本計画(素案)が発表された。その中身は、FC東京からの提案とのこと。 この事業は、市民に周知されていない。市民を入れて協議会等の検討もされていない。 FC東京の都合で進められた計画で、市が追い付いていないように思える。 調布市としてしっかりと足もとを見て、市民、住民と共に進めてほしい。 後々にならないよう将来を見つめて進めてほしい。</p>	<p>今後も、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。</p>
116	その他	<p>留保地の近隣の地域は日常的に飛行機の騒音の影響を受けています。FC東京の提案に沿って整備をすれば、離発着時の大きな音を吸収して緩和してくれている樹木が大幅になくなるため、騒音被害の拡大が懸念されます。現状の緑地にどれくらい騒音抑制の効果があるか検証をおこない、その効果が失われないよう配慮した整備となるようお願いします。</p>	<p>留保地の活用に当たり、植生の有する遮音の効果については承知しておりますが、近隣にお住まいの方を中心には、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。留保地の活用による施設整備は、環境アセスメントの実施対象事業ではありませんか、市は、都条例に基づく自然環境調査を実施しており、その結果を踏まえつつ、施設整備に伴う影響を心配する声にも留意しながら、今後の取組を進歩させる過程と併行して、必要となる保全対策を整理して参ります。</p> <p>敷地内の建物は周辺の住宅地からの距離に配慮した配置とともに、敷地周辺の住宅地と隣接する箇所を中心として緩衝帯となる緑地等を設置を検討するなど騒音対策に努めて参ります。</p>
117	その他	<p>この留保地は、長い年月をかけて豊かな緑地になっています。ゼロカーボンシティ宣言都市としては残すべき自然環境であり、壊してほしくありません。木を切り倒して整備することを決めるより前に、生物調査にくわえ環境アセスメントを実施してください。樹木がどのような役割を果たしているのか、切り倒すことでの環境にどういった影響があるのか、飛行機の騒音をどの程度緩和してくれているのか、クールスポットとしての機能はどうか、さまざまな観点から環境アセスメントをおこない、緑地として残すことも選択肢に入れてください。</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設の整備を行うに当たり、市は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく自然環境調査を実施しています。調査の結果、保全対策を講ずる対象となるものが一部で確認されたことから、今後における施設整備の進捗に合わせ、対応して参ります。</p> <p>このことも踏まえ、基本計画における施設整備に関する基本的な考え方において、保全対策を要する植生等に留意する旨を追記させていただきました。</p>
118	その他	<p>人工芝フィールドにはPFASやマイクロプラスチックを排出する製品を使わないでください。PFASやマイクロプラスチックは利用者の健康にも影響します。広大な緑地を潰すだけでも環境へのマイナス影響が懸念されます。まして、環境汚染物質を出すような施設にはならないようにしてください。</p>	<p>人工芝については、環境省が、マイクロプラスチックの発生・流出抑制等に資する取組や技術を、「グッド・プラクティス集」として取りまとめています。その事例の一つとして、公益財団法人日本スポーツ施設協会が「人工芝グラウンドにおけるマイクロプラスチック流出抑制に関するガイドライン」を作成・公表しており、施設整備に当たり、基本となるものと考えています。本ガイドラインを参考に、日常点検や施設利用者からの流出抑制対策など、PFASへの心配も含め、市として適切な対応策を検討して参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
119	その他	子どもたちがプレーパークなど、自然遊びができる場所を残してほしいです。	公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。
120	その他	市民にまったく知らせず、市民に公表する前にスタジアムで発表するという今回の進め方は絶対に前例としないことと、こうした異例の進め方となった理由を明記してください。	<p>本取組について市は、FC東京における社内での検討・調整状況などを考慮する必要があったことや、用地取得に向けた財務省との協議を丁寧に進めていく必要性などを踏まえ、情報管理を行なながら、協議・調整を行なって参りました。また、市は、長年実行に移せていかなかった留保地利用計画の実現に向けて、FC東京との情報の取扱いの確認も含めて、慎重な対応に留意する必要がありました。こうしたことから、本取組を市民の皆さんにお知らせする時期については、市として思慮を重ねた結果、本年8月のタイミングとなりました。</p> <p>本取組の公表については、本年8月10日にFC東京との合同記者会見を行い、各報道機関を通じて、市民の皆さんをはじめ広く周知を図ることと併せて、市ホームページ等において発信いたしました。また、同日に行われたJリーグの試合開始前に、おいて来場者へも御案内させていただき、本取組に関する情報発信については、市及びFC東京で同時期に行わせていただきました。</p> <p>このように本件は、複数の協議の相手方との調整において、秘匿性が高い内容も含まれていることから、情報の取扱いも難しい対応を要する案件であると認識しております。そのため、情報共有に関する市民の皆さんからの様々な声については、市としても真摯に受け止めております。そのうえで、市は、参加と協働のまちづくりにおけるこれまでの基本的な考え方を変えたということではなく、このたびのFC東京との連携による取組については、市として様々な状況を総合的に考慮しながら対応を図っているものであります。</p>
121	その他	まだ契約も結んでいない民間企業と設計や負担割合の協議を進めているようですが、法的に問題はないのですか。	あくまで一般論ですが、契約締結前に事業者から市場価格確認のための下見積書を徴取することや、業務内容の確認などを行うことは契約締結に向けて必要な行為と考えます。
122	その他	<p>現在公表「調布基地留保地(以下「留保地」と言う)の活用による施設整備に関する基本方針」は、留保地が日本一過密・危険度を有する調布飛行場隣接であることを考慮していない、いわば単独の計画と觀ます。</p> <p>留保地は調布飛行場滑走路の直線上で、しかも隣り合わせにあります。当該計画が調布飛行場隣接であることが全く考慮されていない当該活用計画は奇異と言つても過言ではなく、更にこのことが留保地活用計画の中で検討された形跡もないことは、基本計画策定及びその内容はまさに「不完全」なものと考えます。このような計画での今後遂行は断じて許すことはできません。上記記載事項に対する第三者による客観的視点での調査並びに検討と評価が行われることは絶対条件であり、その調査・検討と評価までは当該計画の一時中止を求めます。</p>	市における調布基地跡地留保地の活用による施設整備の取組内容は、東京都港湾局に対しても、適宜、説明を行なっており、今後も引き続き、同様に対応して参ります。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
123	その他	<p>2015年7月26日小型飛行機墜落による地域災害を受けた地域住民としての意見を申し上げます。</p> <p>調布飛行場の安全面・運用面はもとより、当該事故に伴う2例司法判断からすれば再び同じような事故・災害が発生した場合は、また同じ悲劇を繰り返すこと。現状対峙する法律が改正されていない状況では、現在も調布飛行場から一機も飛行機離発着をしてはならぬ状況にあることをあらためて調布市行政には共有化頂きたい。</p> <p>即ち2015年7月26日災害発生から東京都においても調布市においても被害者からもまたそのことを理解する第三者からの目線からは今もって真の原因追及はおろか、抜本的原因を取り除くどころかアライズされていない状況下との認識を再度持つてほしい。その状況下にあっては、調布飛行場周辺(とりわけ留保地を含む調布飛行場隣接地域)は、今後ともその時点に及ぶまで原状を変更してはならない。即ち現在の状態はそのままにしておかなければならぬ次元であることをあらためて調布市行政は認識と共有をして頂きたい。よって当該計画の一時中止を求めます。</p> <p>今まで10年かけて調布市行政経営部には対被害者に真摯に向き合って頂いておりました。当該計画に調布飛行場の存在そして2015年7月26日災害のことが何一つ加味されない計画には憤りを強く思っておりますことを付け加えさせて頂きます。そしてとても悲しく思っております。拙速な当該計画遂行は、どの角度から観ても現状破壊を招くものであり、その加害責任はひとえに調布市行政にあると觀ます。</p>	御意見として承らせていただきます。
124	その他	<p>オープンハウス(実施済)のみではなく、当該基本計画については、調布飛行場隣接地域での調布市行政経営部からの速やかな住民説明会実施を要請します。</p>	<p>調布基地跡地留保地における施設整備に関する取組については、これまでの間、オープンハウスや市ホームページにのほか、地区協議会や自治会への説明などを通じて、市民の皆様への周知に努めて参りました。</p> <p>今後においても、本件取組の進捗に合わせ、引き続き、オープンハウス等を活用し、適時・適切に情報提供を行うことで、市民の皆様への取組の周知を図り、御理解をいただけるよう努めて参ります。</p>
125	その他	<p>調布市のLINE情報で知って見にきました。 計画の周知のためのご努力に感謝申し上げます。</p> <p>第3小学校まちづくり協議会、調布交通安全協会のメンバーです。 上石原第四自治会の事務局担当副会長です。</p>	引き続き、適時・適切な情報発信や、丁寧な説明に努めて参ります。
126	その他	市民の誰もが楽しめる場所となる公園の整備をお願い申し上げます。	公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。
127	その他	夏が暑いので、日影が多くあるといいなと思います。	自由広場においては、緑が有する機能である暑熱対策(木陰)に配慮するとともに、スポーツ施設利用の受付、更衣室等の機能を想定する(仮称)運動施設棟の上に、暑熱対策のための日陰や、天候急変の際の一時的な避難場所を確保するなど、利用者のみならず、施設を訪れる関係者の利便性や安全性の確保等に資する観点から、屋根を設置します。

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
128	その他	西町公園の遊具は、道路側に人目がつきやすいところがいいと思います。(防犯上のことも考えて 人が集まりやすい、口コミなど)	頂いた御意見は、設計の際の参考にさせていただきます。
129	その他	せんだんはすぐ大きくなり種をとばし街路樹のつつじが見えなくなります。	頂いた御意見は、植栽選定の際の参考にさせていただきます。
130	その他	新しい企画を伺いました。今後、益々充実した公園になると思います。 利用者にとっては「道路を通り、公園に行く」という流れがあります。現在、公園前の道路は樹木はともかく雑草がおいしげっています。 これは都の仕事かと思いますが、利用者にとっては道路にはみ出た雑草は危険でもあります。 市と都と連携の上、すみやかに雑草除去をお願い致します。	雑草の草刈りについては施設管理者の責任においてなされると認識しております。場所にもよりますが、必要に応じて市からも施設管理者に連絡いたします。

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
131	その他	<p>[マンホールカードの配布場所として基地跡地の活用を]</p> <p>西調布駅周辺は、「新選組局長近藤勇のゆかりの生誕地」として知られ、上石原の西光寺には彼の座像が安置されています。地域では毎年10月に「近藤勇生誕地まつり」が開催され、上石原4自治体が連携して「誠の志」を後世に伝える活動を続けています。令和6年には生誕190年を記念し、「誠マーク入りのマンホール蓋」が西調布駅周辺に設置されました。</p> <p>これは、西調布駅から西光寺への道しるべとしても機能し、地域の歴史を視覚的に伝える貴重な資源です。調布市のご尽力により、記念マンホールカードも作成されましたが、現在の配布場所である「西調布体育館」が移転予定であり、駅からのアクセスが悪くなる懸念があります。</p> <p>そこで、新たな配布場所として、調布基地跡地(留保地)に整備予定の施設を推薦いたします。</p> <p>この場所は、スポーツ・交流・防災の拠点として整備される予定であり、地域の未来を担う空間です。</p> <p>ここにマンホールカードの配布機能を持たせることで、スポーツと歴史人(近藤勇)との融合が実現し、訪れる人々に調布市の多面的な魅力を伝えることができます。</p> <p>また、基地跡地は西調布駅からの導線上にあり、マンホール蓋の設置場所とも連携しやすく、観光・学習・地域交流の拠点としても理想的です。</p> <p>地域の歴史を活かしたまちづくりの一環として、ぜひご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>さらに、近藤勇の生家跡地は調布市野水にあり、今回の基地跡地とも隣接しています。</p> <p>彼は天然理心流四代目として、府中市の大國魂神社で襲名披露試合を行い、現在もその子孫による演武が披露され、手厚く慰靈されています。</p> <p>また、三鷹市の龍源寺には胸像と墓所があり、調布・府中・三鷹の3市にまたがる歴史的ネットワークが形成されています。</p> <p>このような背景を踏まえると、調布基地跡地におけるマンホールカード配布場所の設置は、3市をつなぐ歴史文化の架け橋としての役割を果たすことができます。</p> <p>調布市において、近藤勇は唯一の「歴史人」としてマンホールカードに採用されており、その配布場所が地域の中心に位置することで、子どもたちが自然と「誠の精神」に触れ、学び、受け継ぐ機会となるでしょう。</p> <p>また、近藤勇と新選組の人気は全国的であり、板橋区、会津若松市、京都市、千葉県流山市、北海道函館市、日野市などでは、墓所や慰靈祭が盛んに行われています。</p> <p>こうした地域とのつながりを活かし、平和の証として、かつての敵対関係にあった薩長同盟の地・鹿児島県や山口県なども連携できる期待もございます。</p> <p>近藤勇による文化交流や物産展、ふるさと返礼品の紹介などを行う「近藤勇ゆかりのスペース」を設けることで、歴史を未来へつなぎ、物産展などに足を運ぶ地域の人々が訪れる意義深い取り組みとなるでしょう。</p> <p>このように、スポーツと歴史、地域と全国、過去と未来をつなぐ拠点として、基地跡地におけるマンホールカード配布と歴史展示の導入は、調布市の魅力を大きく高めると確信しております。</p>	<p>現時点で、令和10年度に供用開始を予定している留保地施設において、近藤勇のマンホールカードの配布することは考えておりませんが、現在の配布場所である西調布体育館がネクスコ中日本による中央自動車道耐震化工事等により、現在の場所から移転が余儀なくされており、移転先は調布中学校敷地を予定しております。事業効果を見据え、最適な配布場所について検討して参ります。</p> <p>一方FC東京との連携による留保地の活用は、調布のまちづくりに多面的な効果をもたらし、まちの付加価値をさらに高める好機になると考えており、頂いた御意見は一つのアイデアとして、今後の参考にさせていただきます。</p>
132	その他	<p>地域住民や市議会の意見も聞かず、サプライズ発表で市長がカッコつけたかっただけなのではないか？順序が間違っているのだから白紙に戻してゼロからやり直すべきである。</p> <p>数年前までよく西町公園を利用していたが、球技スペースのフェンスが壊れたまま放置されていた。</p> <p>西町公園程度の規模でも管理できない市がこれほど大規模な開発を行い、それを維持するのは無理だろうと思われる。</p> <p>この留保地ではすでに多くの樹木が育ち、貴重な自然となっているように見受けられる。</p> <p>ここを切り開いてスポーツ施設を作るのは正しいことなのか？そもそもこの環境について詳しい調査を行っているのか？</p> <p>FC東京の練習場がどうしても必要なのであれば、もっと環境への負荷の少ない方法も検討すべきではないか？</p> <p>野川公園はゴルフ場を買収して作られたと聞いている。</p> <p>調布市内に限らず多摩地域にゴルフ場はいくつもあり、それをサッカー場に作り替えるほうが環境負荷は幾分軽いのではないか。</p> <p>検討すべきことは多くあり、踏るべき手順も踏んでいない。</p> <p>FC東京の提案の勢いにまかせてこのまま進めるというのには、私は反対する。</p>	<p>施設の管理・運営に関しては、市による基本的な関与(市の意向の反映)を確保しつつ、一定の期間ごとに、施設の利用状況や市民ニーズ等を踏まえて、運営状況を適切に検証し、必要な対応に繋げていくため、指定管理者制度の活用を基本に検討することが望ましいと考えています。民間活力の活用を想定しながら、適切な施設の維持管理に努めて参ります。</p>

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

No.	項目	意見	回答
133	その他	<p>8. 住みよい街づくりに逆行の行為</p> <p>現状有姿の森林を無残にも伐採する行為、並びに公表の実行は、明らかに調布市行政の後々に向けた住みよい街づくりに背く行為と言って過言ではない。その最大の要素は現状有姿の森林伐採であり、とりわけ近隣地域にもたらす悪影響は枚挙にいとまがないことは明白だ。日本一過密なまた危険度の高い調布飛行場をまじかに抱えること。その中にあって所謂自家用機の利用状況が複雑化また悪化していることによる潜在的リスク増加傾向。2015年7月26日墜落事故発生以降抜本的課題未解決。現在も関係法律改正がない中での運行継続。その状況下同様の事故発生の場合の、懸念への潜在的リスクは置き去りのまま。</p> <p>住みよい街づくりに向けた対応が喫緊の課題である中、これら潜在的リスクに伴って近隣地域の土地評価(含み資産の低下)更に、この度の方針の実行はますます調布市住みよい街づくりの分断化と住みよい街づくり理想からの乖離加速を促す。</p> <p>更に地域(居住地)の含み資産の減少を招く、また将来的に住み慣れた地域からの居住人口減少に繋がりかねない行為であり、調布市行政のこの度の行為は近隣住民として到底認めることはできません。</p> <p>声なき声を含めて今一度地域住民の声に、調布市長及び調布市行政経営部は一旦立ち止まって真摯に耳を傾けなさい。</p> <p>今回のやり方は間違っていますし将来に向けて禍根を残すと断言できます。</p> <p>調布市行政はこのまま公表に従って進める方が容易かも知れない。が、一旦立ち止まって頂きたい。立ち止まりにはかなりの難題解決のハードルはあるでしょうが、そのハードルクリアは将来に向かっての住みよい街づくりの礎にあることを確信を持って申し上げられます。一旦方針を中止すること</p>	<p>調布基地跡地留保地の活用による施設の整備を行うに当たり、市は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく自然環境調査を実施しています。調査の結果、保全対策を講ずる対象となるものが一部で確認されたことから、今後における施設整備の進捗に合わせて、対応して参ります。</p> <p>また、留保地の活用による施設整備に当たり、近隣にお住まいの方を中心として、緑の保全のほか、騒音や照明、交通渋滞など、施設整備に伴う影響を心配される声をいただいております。留保地の活用による施設整備においては、このような施設整備に伴う影響を心配する声にも留意しながら、今後の取組を進めて参ります。</p>
134	その他	これだけまとまった緑の自然環境は東京近郊に多くない。全部あるいは、できるだけ多くの緑を残す計画に改めること	公園は、幅広い年代の市民にとって、自然とのふれあいやレクリエーション活動、運動、文化活動など、多様な活動の拠点となるものです。そのため、隣接する西町公園との一体的な整備も見据え、遊具をはじめ、グラウンドやベンチ、駐車場やトイレのほか、植栽や花壇など、都市公園としての機能を生かすとともに、インクルーシブの視点も踏まえながら、誰もが快適に過ごし憩える施設の整備を目指し、日常生活の中で身近に感じ、愛着や親しみを持てる空間として利用できる環境を整えます。
135	その他	全体を通して、余りにも拙速、市民をないがしろにした進め方だと感じる。 多額の税金を投入する事業が市民に知らされないのは問題だ。 また、随所に「FC 東京からの提案」という言葉が出てくるが、市の主体性はどこにあるのか、見せてほしい。	今後も、本件取組については、様々な手続きを行う中で、市として、引き続き、オープンハウス等を活用した、市民の皆様から御意見を伺う機会を設けるとともに、市から、適時・適切な情報提供に取り組んで参ります。